

長 泉 町
第 10 次高齡者福祉計画
第 9 期介護保険事業計画
(令和 6 年度～令和 8 年度)

～ 素 案 ～

長 泉 町

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 SDGs（持続可能な開発目標）の推進	2
4 計画の期間	3
5 計画策定の方法	3
第2章 高齢者を取り巻く現状と将来の状況	4
1 長泉町の高齢者を取り巻く現状	4
2 日常生活圏域の特徴・設定	24
3 将来推計	26
第3章 計画の基本的な考え方	28
1 基本理念	28
2 基本目標	28
3 施策の体系	29
第4章 施策の展開	30
基本目標1 健やかな生きがいに満ちた長寿・健康社会の構築	30
1 社会参加・生きがいづくりの推進	30
2 雇用・就労対策の推進	34
基本目標2 地域包括ケアシステムの充実による安心して暮らせる体制づくり	35
1 地域包括ケアシステムの深化・推進	35
2 認知症施策及び高齢者の権利擁護等の推進	39
3 高齢者生活支援サービスの充実	42
4 地域福祉の促進	46
5 安心・安全なまちづくりの推進	48
基本目標3 介護サービス体制の充実	51
1 介護予防・日常生活支援総合事業の充実	51
2 介護サービスの充実	53
（第6期長泉町介護給付適正化計画）	54

第5章 介護サービスにかかる費用の見込み	65
1 各サービスの見込み量	65
2 介護保険事業費の算定	75
第6章 計画の推進に向けて	81
1 計画の総合的な推進体制	81
2 計画の評価・検証	81
資料編	82
1 計画策定の経過	82
2 長泉町福祉施策推進・評価委員会条例	83
3 長泉町福祉施策推進・評価委員会委員名簿	85
4 用語解説	86

～ 本計画書中の表記について ～

本計画書で *印 の付いている用語は、86 ページ以降の「4 用語解説」において用語の説明を一覧表で掲載しています。（一覧表のページ番号は、当該用語が最初に掲載されているページ番号のみ記載しています。）

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

日本が超高齢社会（高齢化率 21%以上の社会）を迎えたのは、平成 22 年のことでした。それから 12 年経った令和 4 年 10 月 1 日時点の高齢化率は 29.0%と、高齢化率の上昇は依然として続いています。（総務省統計局「人口推計」）また、2025 年問題として知られる団塊の世代が全員後期高齢者となる令和 7 年は、すぐそこまで迫っています。さらに、それから 18 年後の令和 25 年には高齢者人口がピークを迎えると推計されており、高齢化による影響はまだ暫く続くと考えられています。（国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和 5 年推計）」）

高齢化の進行で最も懸念されることは、高齢者の増加に伴って支援や介護を必要とする高齢者も増加することで、特に 75 歳以上の後期高齢者は、前期高齢者に比べて身体機能や認知機能の低下が著しく、多少なりとも支援を必要とする方が多くなります。また、少子化の進行により生産年齢人口が減少しているため、将来的に高齢者を支え続けるだけの人材や財源が確保できなくなる可能性もあります。

国は、このような状況を想定し、平成 17 年の介護保険法の改正で地域包括ケアシステムの考えを盛り込みました。地域包括ケアシステムは、高齢者が住み慣れた地域で可能な限り生活を続けられるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を地域で一体的に提供する体制のことで、3 年ごとの改正の度にその時々状況に応じた取組を取り入れながら今日まで推進を図ってきています。

また、平成 29 年の介護保険法の改正では、「地域共生社会*の実現」が新たな目標として掲げられました。これは、人と人とのつながりが希薄となっている現代においても一人ひとりが年代や立場を超え、それぞれに役割を持ち、認め合い、時に支え合うことで、誰も孤立することなく、その人らしく生きることができると目指すということで、福祉や介護分野に留まらず、幅広い分野において推進されているものです。

直近の介護保険法の改正では、地域包括ケアシステムが「地域共生社会*の実現」に向けた中核的な基盤に位置付けられ、とりわけ介護予防や日常生活支援といった総合事業に重点が置かれるようになりました。その一方で、限られた資源で効率的にサービスを提供できるよう、地域の実情に応じた適切なサービス提供に向けた計画的なサービス基盤整備や都道府県主導による生産性の向上に資する支援等についても定められました。

本町では、これまでも前述の介護保険法の改正や国の基本指針等に沿った高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を 3 年ごとに策定し、町民が住み慣れた地域でいきいきとした日々を過ごすことができるよう、様々な事業やサービスを提供してきました。しかし、令和 2 年度に策定した長泉町第 9 次高齢者保健福祉計画・第 8 期介護保険事業計画は、計画期間が新型コロナウイルスの感染拡大時期と重なったこともあり、事業によっては計画通りに実施できないこともありました。そのため、今回、新たに策定する長泉町第 10 次高齢者福祉計画・第 9 期介護保険事業計画では、介護保険制度の新たな改正内容を盛り込むとともに、感染症対策に係る体制を整え、高齢者福祉事業の一層の推進や必要な介護サービス量の確保に努めていくこととします。

2 計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法 第20条の8第1項の規定で策定が義務付けられている「市町村老人福祉計画」と、介護保険法 第117条第1項の規定で策定が義務付けられている「市町村介護保険事業計画」を、一体的に策定したものです。

「市町村老人福祉計画」は、市町村において高齢者の福祉の推進を目的として実施される高齢者福祉施策についての基本的な事項を定める計画のことです。

「市町村介護保険事業計画」は、市町村において行われる介護保険事業が円滑に実施できるよう、各サービスの見込み量等を定める計画のことです。この計画を基に、今後3年間で必要となる費用を算出し、介護保険料が決定します。

また、本計画は本町における最上位計画である「第5次長泉町総合計画」や静岡県「第10次静岡県長寿社会保健福祉計画（第10次静岡県老人福祉計画・第9期静岡県介護保険事業支援計画）」との整合を図るとともに、保健・福祉・医療等の関連計画と足並みをそろえて事業を推進します。

3 SDGs（持続可能な開発目標）の推進

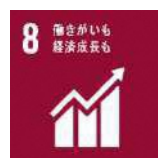
SDGs（持続可能な開発目標）は、平成27年9月の国連サミットで採択された17のゴール・169のターゲットから構成される国際目標で、令和12年までに持続可能でよりよい世界を目指すために設定されました。SDGsは地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っており、発展途上国だけでなく、先進国でも積極的に取り組まれています。

我が国でも平成28年のSDGs推進本部の設置をはじめ、平成29年のSDGs実施指針の策定（令和元年改定）、SDGsアクションプランの策定（平成29年以降毎年策定）等、国を挙げて取り組んでいます。SDGs実施指針では、日本におけるSDGsモデル確立に向けた取組の柱として8つの優先課題が提示されており、これらに総合的に取り組んでいくことが求められています。

本町におけるSDGsの推進については、本町の最上位計画である「第5次長泉町総合計画」に明示されています。目指すまちの姿を実現するために、施策分野ごとに関連するSDGsのゴールを定め、そのゴールの達成に向けた取組を加速化していくこととしています。本計画は高齢者福祉分野に属することから、関連するSDGsのゴールは次の3つとなります。



すべての人に健康と福祉を



働きがいも経済成長も



住み続けられるまちづくりを

4 計画の期間

本計画は、令和6年度から令和8年度までを計画年度とする3か年計画です。最終年度である令和8年度に計画の見直しを行う予定ですが、計画期間中であっても社会情勢が大きく変化する等の計画の見直しが適当と判断された場合には最終年度を待たずに計画を見直します。

令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度
第5次長泉町総合計画									
第4次長泉町健康増進計画									
第6次 第5次	第7次長泉町地域福祉計画 第6次長泉町地域福祉活動計画					第8次長泉町地域福祉計画（予定） 第7次長泉町地域福祉活動計画（予定）			
長泉町 第9次高齢者保健福祉計画 第8期介護保険事業計画			長泉町 第10次高齢者福祉計画 第9期介護保険事業計画			長泉町 第11次高齢者福祉計画 第10期介護保険事業計画 （予定）			第12次 第11期 （予定）

5 計画策定の方法

（1）高齢者等実態調査の実施

町内に住む高齢者や要介護認定者*等の生活の現状や今後の意向等についての情報を収集するため、高齢者等実態調査として①一般高齢者、②要支援認定者*、③総合事業対象者、④要介護認定者*を対象としたアンケート調査を実施しました。（アンケートの調査概要や調査結果（抜粋）は、第2章に掲載しています。）

（2）長泉町福祉施策推進・評価委員会等による計画づくり

本町で日頃から福祉の推進に尽力いただいている福祉団体や社会福祉施設、医療機関、住民組織、学識経験者等で構成された長泉町福祉施策推進・評価委員会において、本計画についての協議を重ねました。

また、庁内では、事業等に係る連携を図るため、関係各課による検討・調整等を行いました。

（3）パブリックコメントの実施

本計画の素案に対するパブリックコメントを実施し、広く町民からの意見を募りました。
募集期間：令和5年12月25日～令和6年1月25日

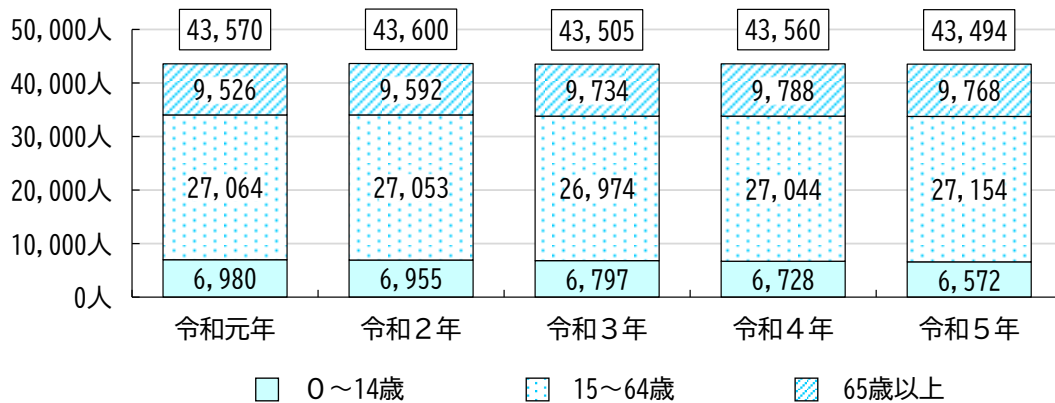
予定

第2章 高齢者を取り巻く現状と将来の状況

1 長泉町の高齢者を取り巻く現状

(1) 統計データにみる長泉町の高齢者を取り巻く現状

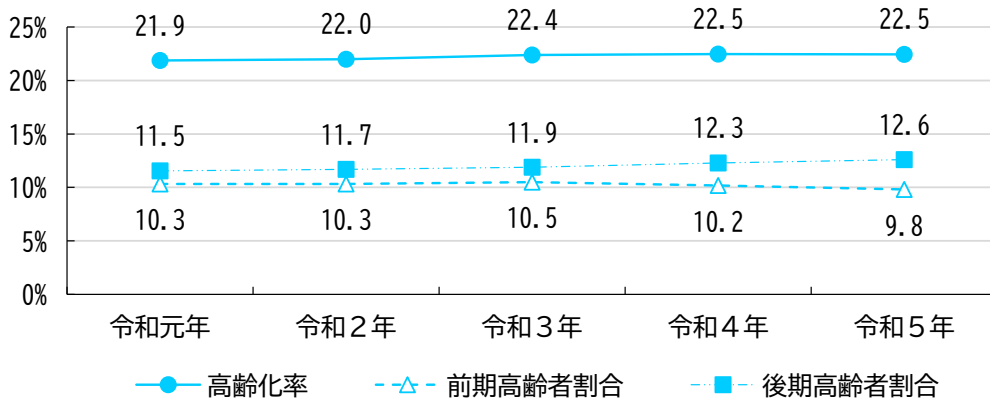
■ 総人口・年齢3区分別人口



資料：「住民基本台帳（各年10月1日時点）」

総人口に大きな変化はありません。一方で、「0～14歳」は減少傾向、「65歳以上」は増加傾向にあります。

■ 高齢化率（65歳以上・前期高齢者・後期高齢者）

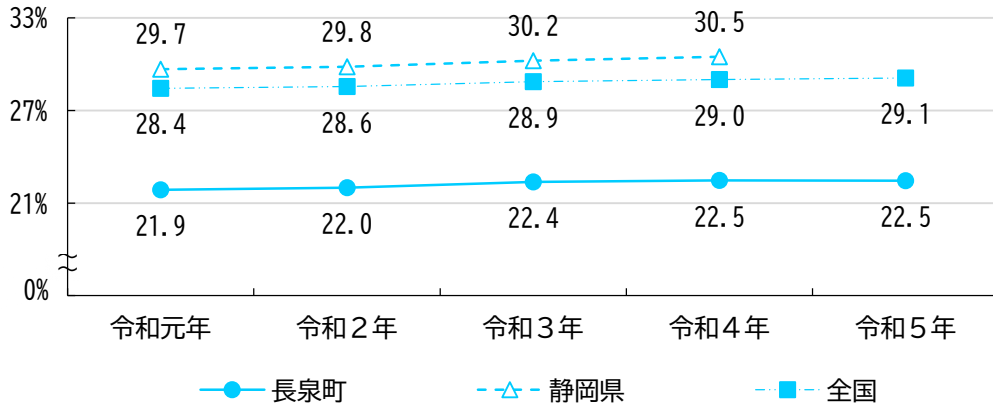


資料：「住民基本台帳（各年10月1日時点）」

高齢化率は上昇傾向にあります。前期高齢者割合に大きな変化はありませんが、後期高齢者割合は上昇傾向にあります。

■ 高齢化率の比較

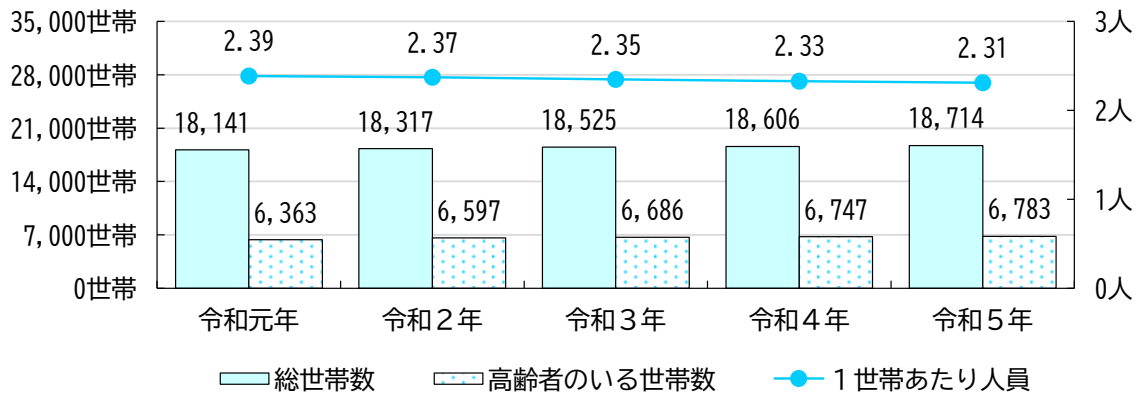
「静岡県年齢別人口推計」は
翌年2月公表予定



資料：長泉町「住民基本台帳（各年10月1日時点）」
静岡県「静岡県年齢別人口推計（各年10月1日時点）」
全国「総務省統計局 人口推計（各年10月1日時点）」※令和5年は、10月の概算値

高齢化率を静岡県や全国と比較すると、本町は静岡県や全国より低い水準で推移しているものの、上昇傾向は同様となっています。

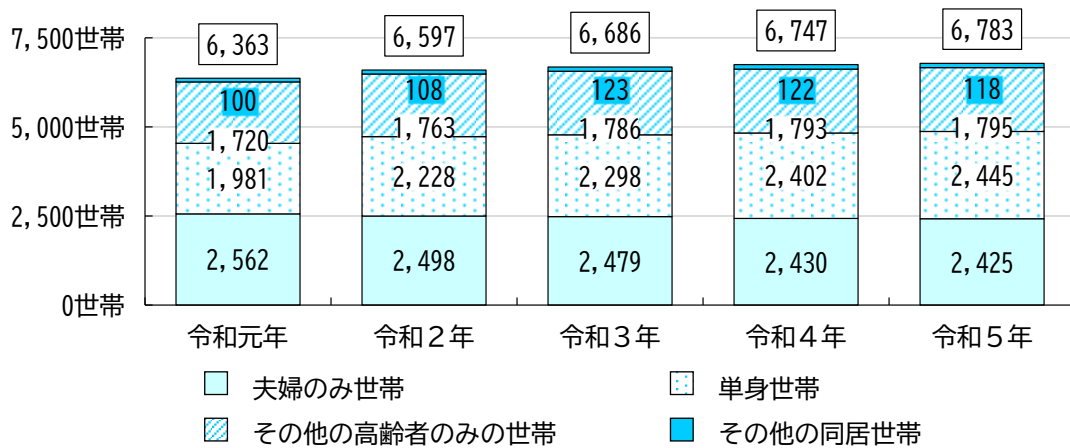
■ 総世帯数・高齢者のいる世帯数・1世帯あたり人員



資料：「高齢者福祉行政の基礎調査（各年4月1日時点）」

総世帯数・高齢者のいる世帯数ともに増加傾向にあり、1世帯あたり人員は減少傾向にあります。高齢者のいる世帯割合は、令和元年に35.1%、令和5年に36.2%と、上昇傾向にあります。

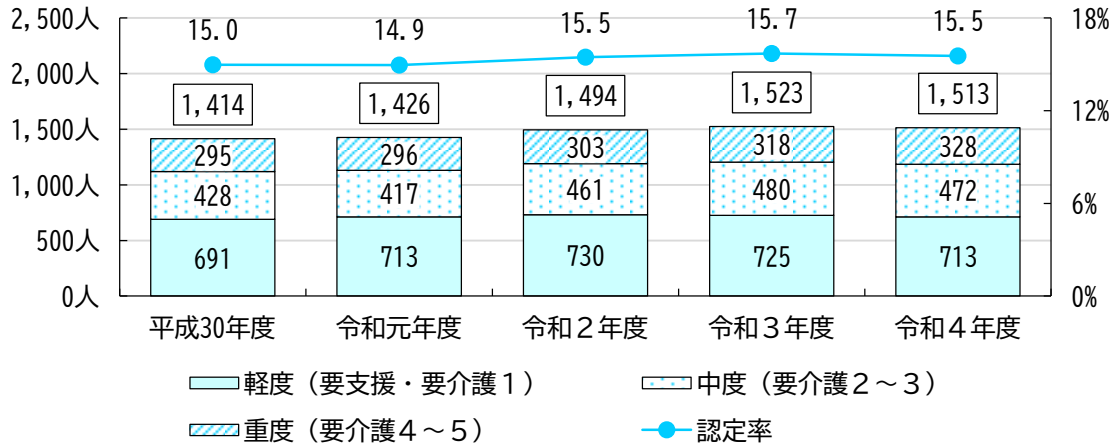
■ 高齢者の世帯構成別世帯数



資料：「高齢者福祉行政の基礎調査（各年4月1日時点）」

「夫婦のみ世帯」が4年間で137世帯減であるのに対し、「単身世帯」は464世帯増となっています。

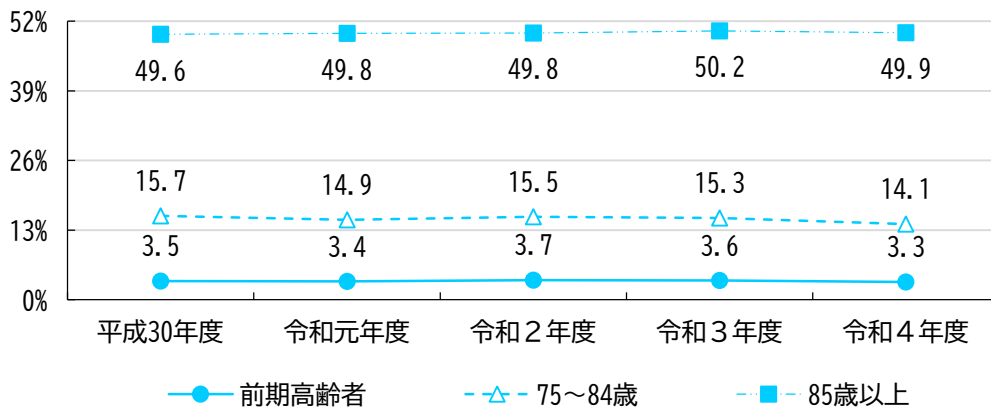
■ 要介護度別第1号被保険者*の要介護認定者*数・認定率



資料：平成30年度～令和3年度「介護保険事業状況報告（年報）（各年度3月31日時点）」
令和4年度「介護保険事業状況報告（3月月報）（各年度3月31日時点）」

要介護認定者*数は増加傾向にあります。「中度」と「重度」の増加が大きくなっています。第1号被保険者*の認定率は、大きな変化はみられません。

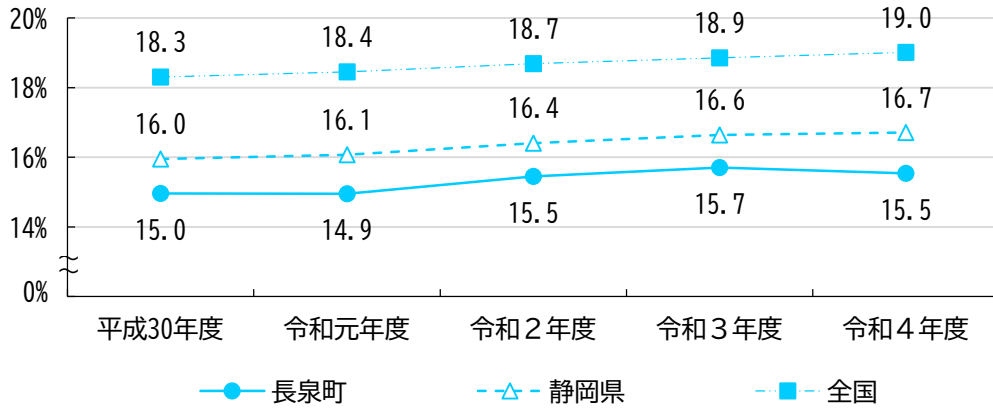
■ 年齢別第1号被保険者*の認定率



資料：平成30年度～令和3年度「介護保険事業状況報告（年報）（各年度3月31日時点）」
令和4年度「介護保険事業状況報告（3月月報）（各年度3月31日時点）」

平成30年度からの推移をみると、大きな変化はみられません。

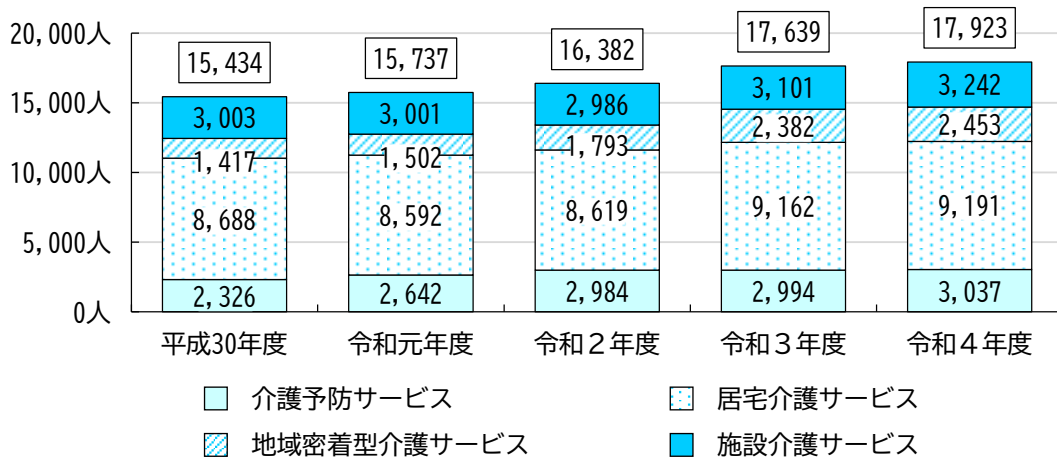
■ 第1号被保険者*の認定率の比較



資料：平成30年度～令和3年度「介護保険事業状況報告（年報）（各年度3月31日時点）」
令和4年度「介護保険事業状況報告（3月月報）（各年度3月31日時点）」

第1号被保険者*の認定率を静岡県や全国と比較すると、本町は静岡県や全国より低い水準で推移しています。

■ サービス受給者数



資料：平成30年度～令和3年度「介護保険事業状況報告（年報）（各年度3月31日時点）」
令和4年度「介護保険事業状況報告（3月月報）（各年度3月31日時点）」

サービス受給者数は増加傾向にあります。特に「地域密着型介護サービス」が4年間で1,036人増と最も増加しています。

(2) アンケート調査結果にみる長泉町の高齢者を取り巻く現状

1 調査方法

(1) 対象者（令和4年12月1日を基準として抽出）

- ①一般高齢者調査：町内に住んでいる65歳以上の方（②・③・④は含まない）
- ②要支援認定者*調査：要支援認定を受け、町内（在宅）で生活している方
- ③総合事業対象者調査：町内に住んでいる介護予防・日常生活支援総合事業*対象者の方
- ④要介護認定者*調査：要介護認定を受け、町内（在宅）で生活している方

(2) 調査期間 令和4年12月8日～27日

(3) 調査方法 郵送による配布・回収

2 回収結果

	対象者数	有効回収数	有効回収率
一般高齢者調査	1,700人	1,361人	80.1%
要支援認定者調査	393人	298人	75.8%
総合事業対象者調査	87人	66人	75.9%
要介護認定者調査	714人	440人	61.6%

3 調査結果参照の際の注意点

- 図表中の「n」は、回答総数（number）を示しています。
- すべての集計は、小数点以下第2位を四捨五入して算出しています。したがって、回答比率を合計しても、100%にならない場合があります。
- 回答比率（%）は、その設問の回答者数を基準（n）として算出しました。したがって、複数回答の設問はすべての比率を合計すると100%を超える場合があります。
- スペースの関係上、一部設問や選択肢を省略しています。

4 回答者の属性

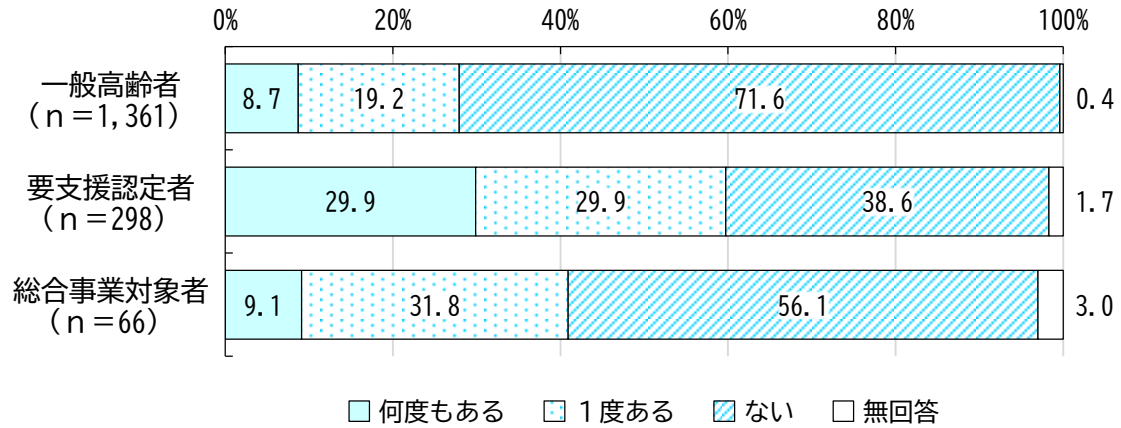
性別（%）	男性	女性	無回答
一般高齢者	42.8	55.8	1.4
要支援認定者	31.2	65.8	3.0
総合事業対象者	24.2	66.7	9.1
要介護認定者	36.6	63.2	0.2

年齢（%）	40～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上	無回答
一般高齢者		22.6	29.3	20.9	17.3	7.5	1.8	0.7
要支援認定者	0.3	3.0	7.7	11.4	28.5	23.2	23.8	2.0
総合事業対象者		3.0	4.5	9.1	28.8	25.8	24.2	4.5
要介護認定者	1.4	2.3	6.8	14.3	18.9	25.9	30.2	0.2

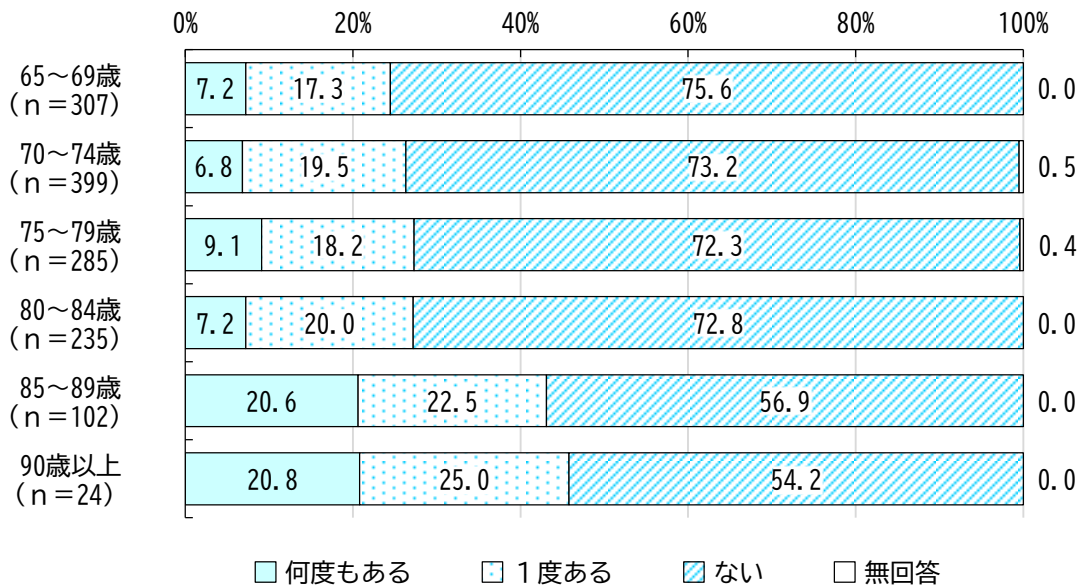
要介護度（%）	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	受けていない	無回答
要支援認定者	32.6	52.3						4.7	10.4
要介護認定者			36.8	27.7	17.7	10.0	7.5		0.2

【現状1】

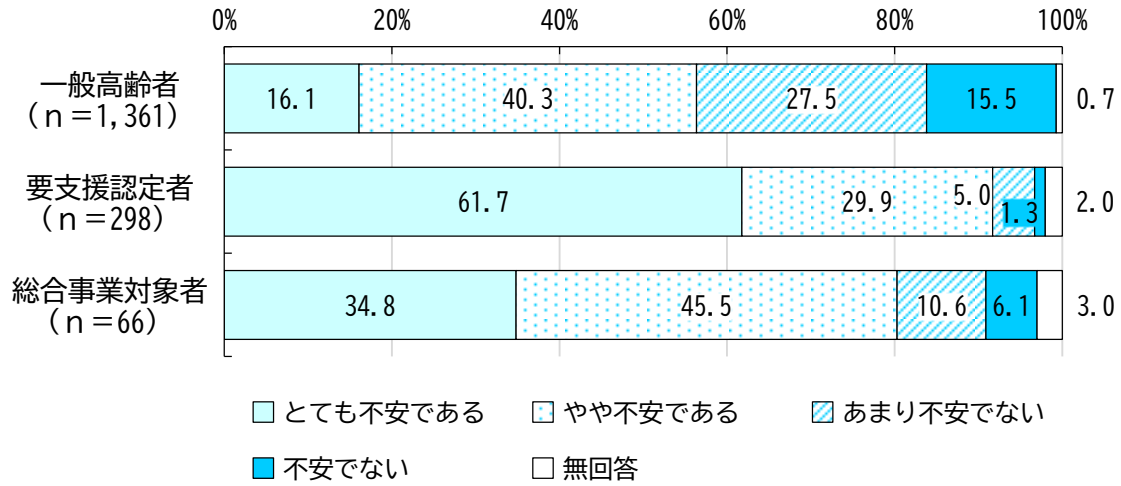
■ あなたは、過去1年間に転んだ経験がありますか。(単数回答)



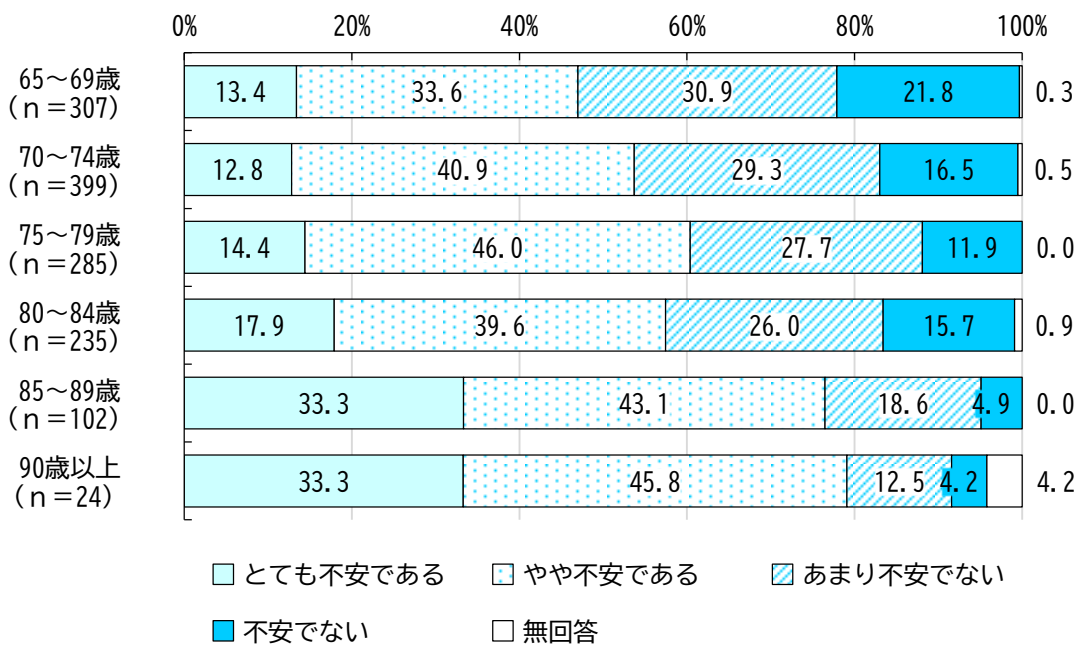
《一般高齢者：年齢別》



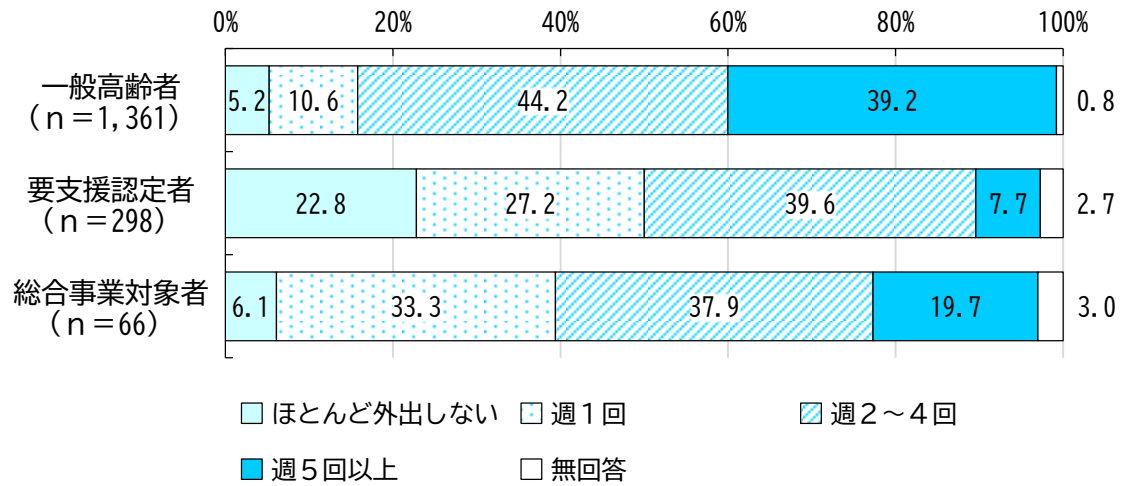
■ 転倒に対する不安は大きいですか。(単数回答)



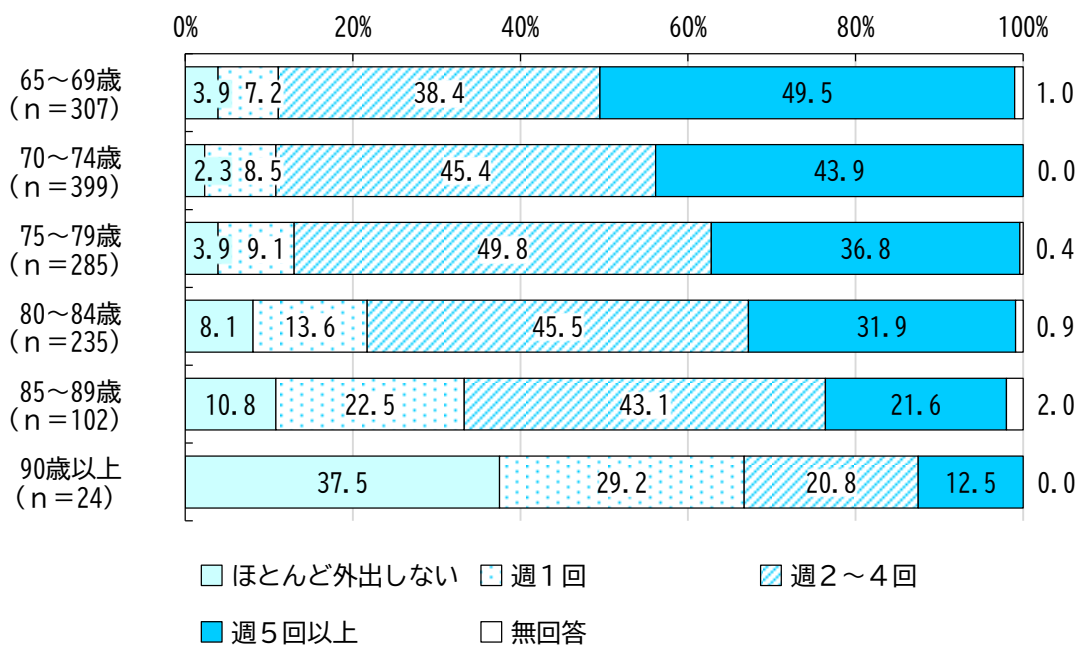
《一般高齢者：年齢別》



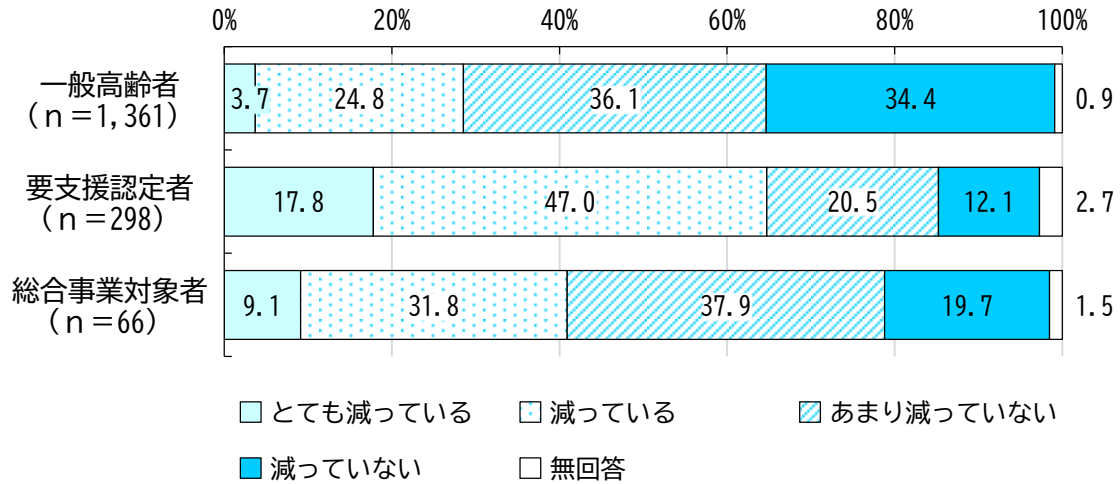
■ あなたは、週に1回以上は外出していますか。(単数回答)



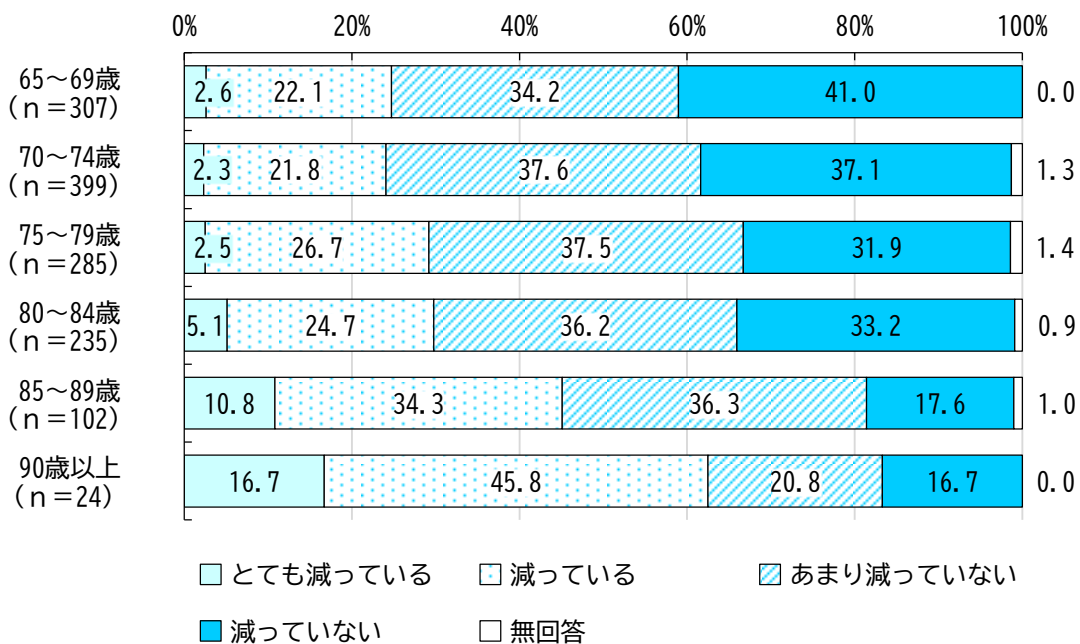
《一般高齢者：年齢別》



■ あなたは、昨年と比べて外出の回数が減っていますか。(単数回答)



《一般高齢者：年齢別》



加齢とともに、転倒経験の増加や外出回数の減少傾向がみられる。
 また、一般高齢者と比べ、要支援認定者*や総合事業対象者で
 外出が少ない人や外出回数が減っている人が多くなっている。
 運動や外出を通じて、介護予防を推進する必要がある。

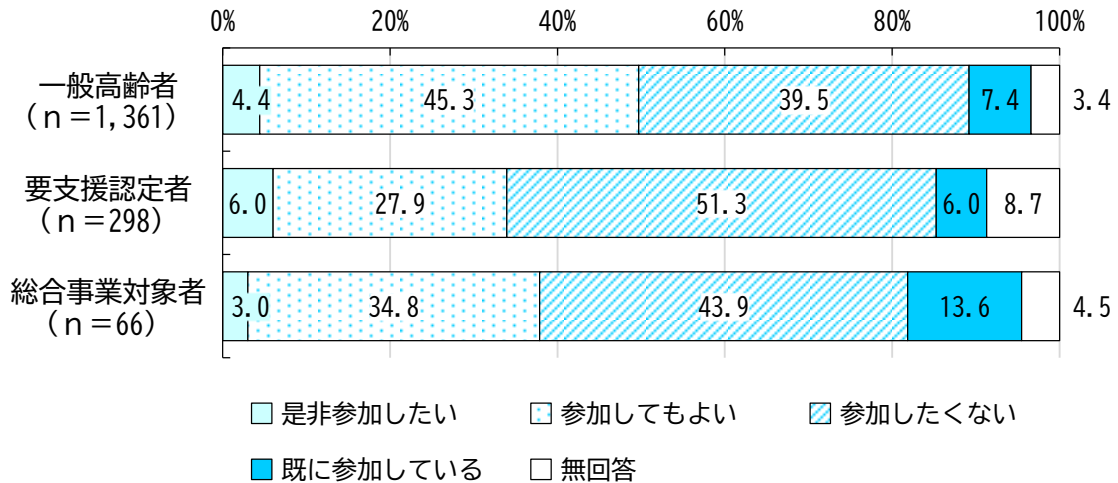
【現状2】

■ 生きがい（喜びや楽しみ）を感じるのはどのようなときですか。（複数回答）

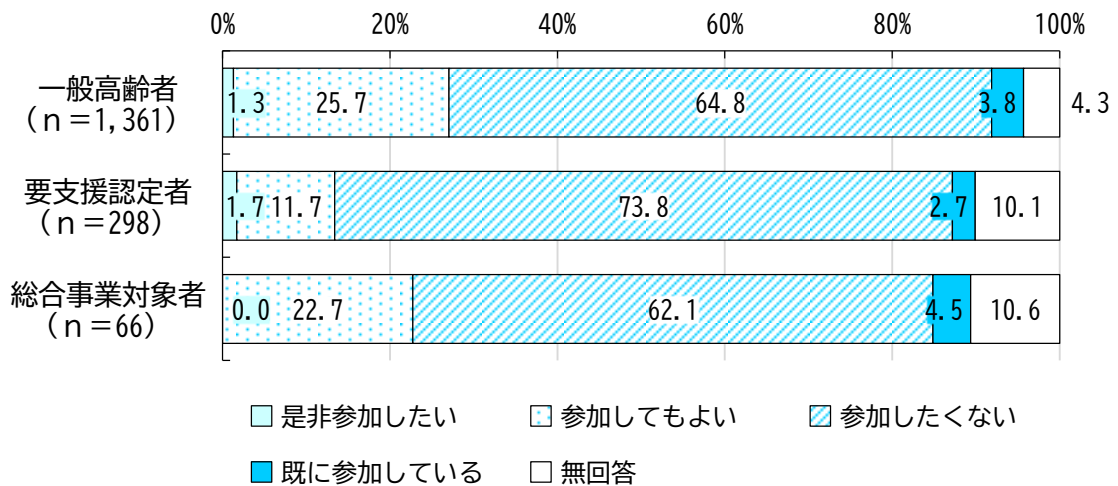
	一般高齢者（n=1,361）	要支援認定者（n=298）	総合事業対象者（n=66）
第1位	おいしいものを 食べているとき 50.0%	テレビを見たり、 ラジオを聞いているとき 54.7%	テレビを見たり、 ラジオを聞いているとき 56.1%
第2位	家族との団らんのとき 46.5%	おいしいものを 食べているとき 51.7%	おいしいものを 食べているとき 53.0%
第3位	友人や知人と過ごすとき 46.3%	家族との団らんのとき 43.6%	散歩や買い物をしているとき 43.9%
第4位	テレビを見たり、 ラジオを聞いているとき 44.2%	友人や知人と過ごすとき 40.6%	家族との団らんのとき 37.9%
第5位	散歩や買い物をしているとき 37.0%	散歩や買い物をしているとき 30.5%	友人や知人と過ごすとき 36.4%

■ 地域住民の有志によって健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行い、いきいきした地域づくりを進めることについて、あなたのお考えを教えてください。

(1) その活動に参加者として参加してみたいと思いますか。(単数回答)



(2) その活動に企画・運営(お世話役)として参加してみたいと思いますか。(単数回答)



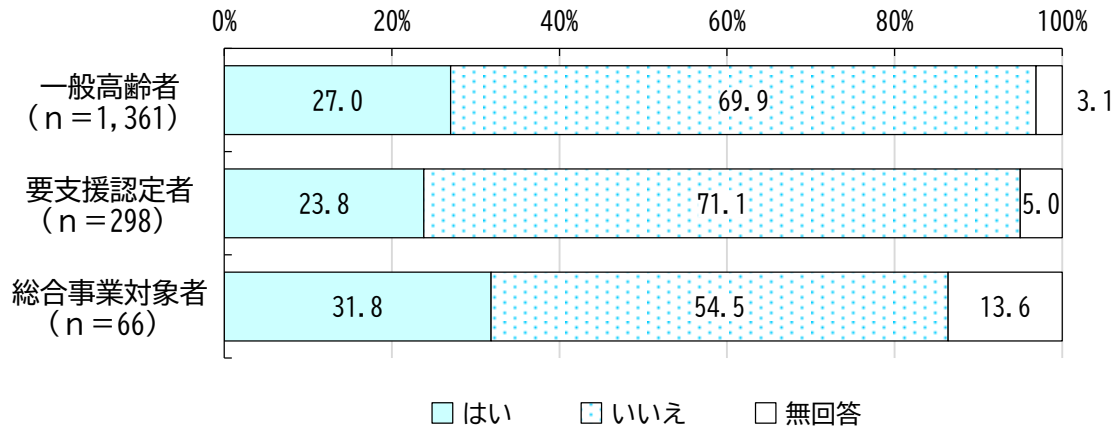
高齢者の多様なニーズに応じた生きがい活動を推進していく必要がある。
 家族や友人・知人と過ごすときに生きがいを感じる人は多く、
 社会参加が生きがいにつながる可能性がある。

【現状3】

■ 健康についてどのようなことが知りたいですか。(複数回答：3つまで)

	一般高齢者 (n=1,361)	要支援認定者 (n=298)	総合事業対象者 (n=66)
第1位	認知症の予防について 41.2%	認知症の予防について 40.3%	認知症の予防について 56.1%
第2位	がんや生活習慣病*にならないための工夫について 36.4%	寝たきりや介護の予防について 39.6%	がんや生活習慣病*にならないための工夫について 望ましい食生活について 34.8%
第3位	望ましい食生活について 33.6%	がんや生活習慣病*にならないための工夫について 30.2%	
第4位	寝たきりや介護の予防について 22.5%	望ましい食生活について 29.9%	寝たきりや介護の予防について 30.3%
第5位	運動の方法について 18.7%	運動の方法について 22.1%	運動の方法について うつ病の予防について 15.2%

■ 認知症に関する相談窓口を知っていますか。(単数回答)

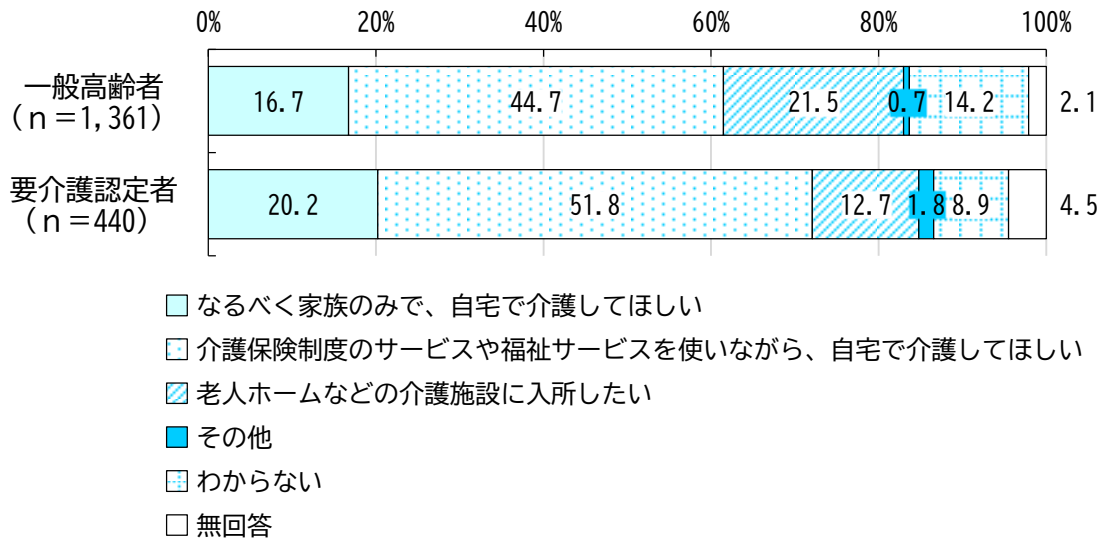


認知症予防への関心は高いが、相談窓口についての認知度は低い。

【現状4】

■ あなたは今後、どこで介護を受けたいと思いますか。(単数回答)

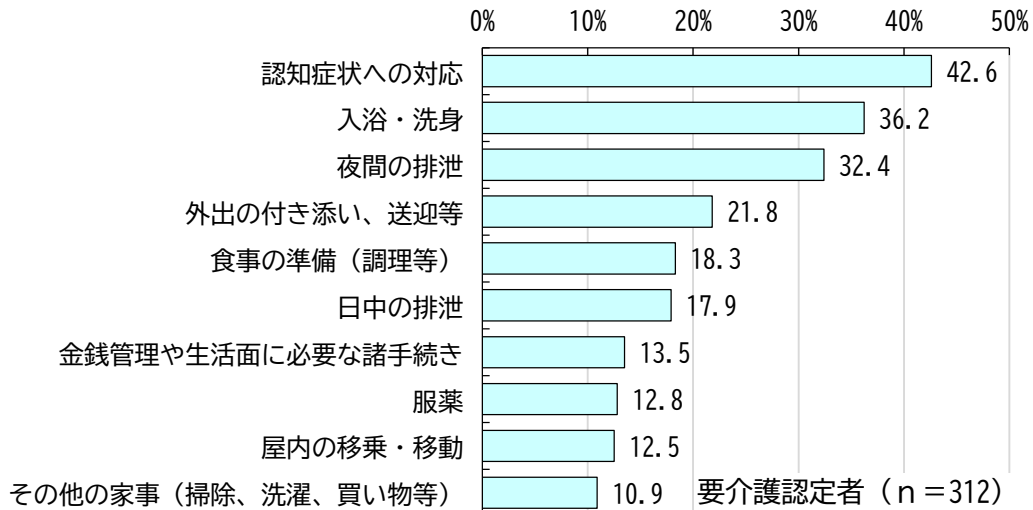
※一般高齢者は、介護が必要になった場合を想定して回答しています。



■ 現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者の方が不安に感じる介護等は何ですか。(複数回答：3つまで)

※現状で行っているか否かは問いません。

《上位10項目》

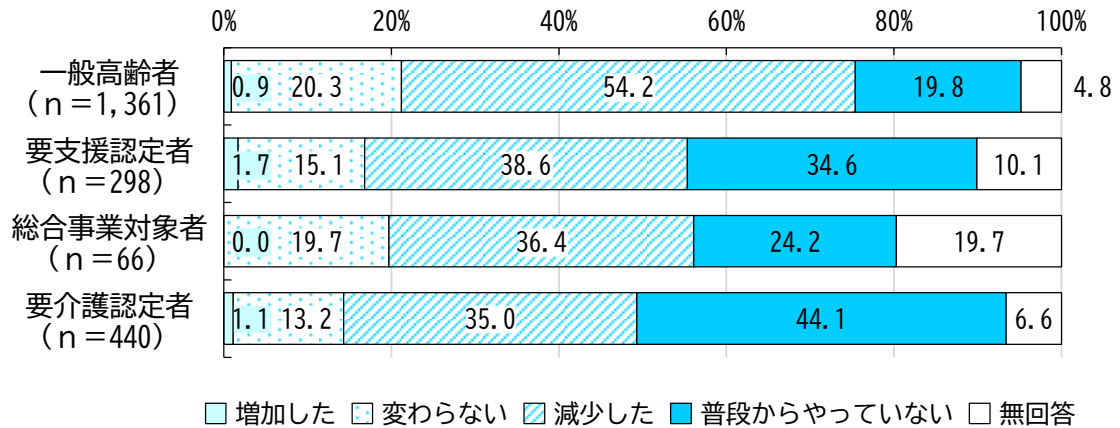


自宅での生活を希望している人が多い。
特に家族介護者のニーズにあった支援を進めていく必要がある。

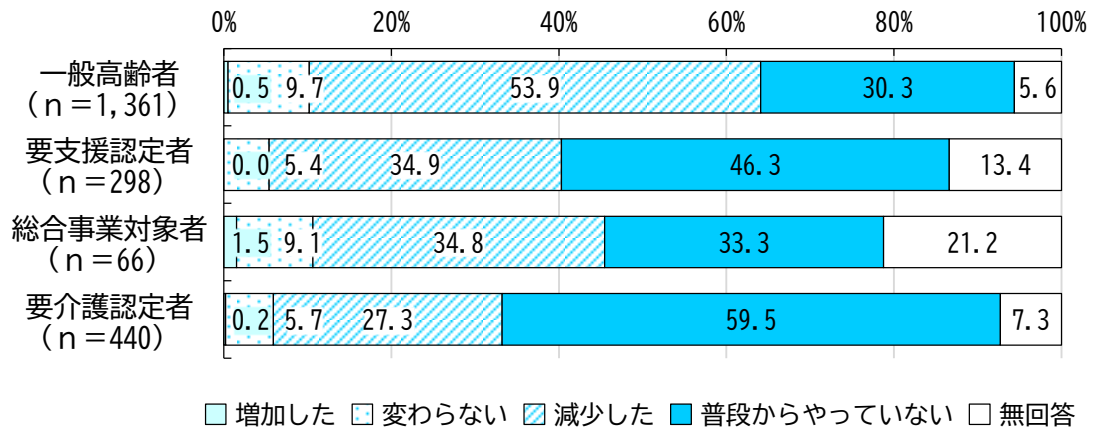
【現状5】

- 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が社会に影響を与える前と現在を比較して、あなたの日常生活はどのように変化しましたか。①～⑫のそれぞれの場面について、頻度や回数がどう変化したかをお答えください。（それぞれ単数回答）

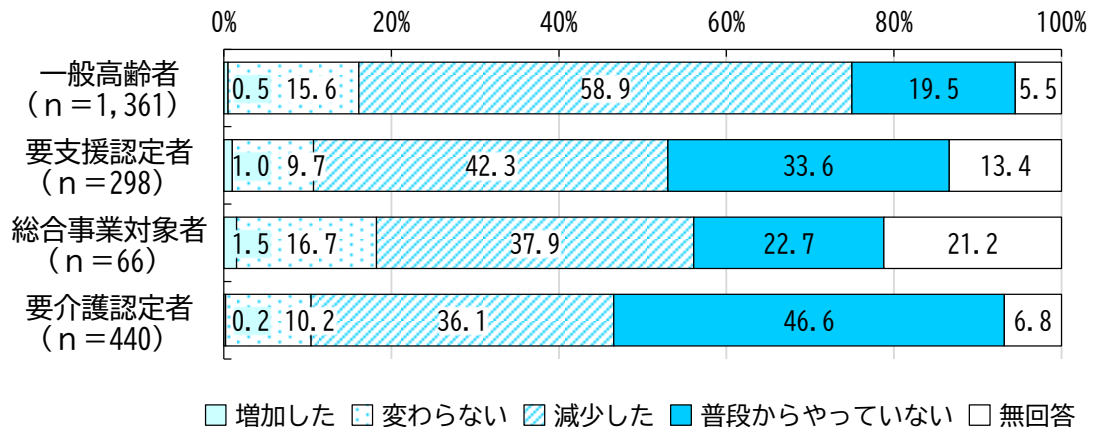
《①外食の頻度、回数》



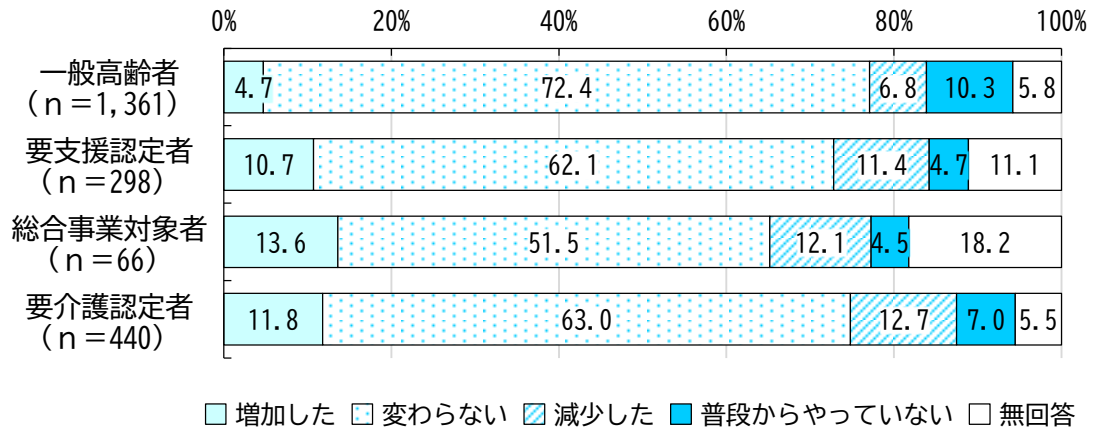
《②旅行の頻度、回数》



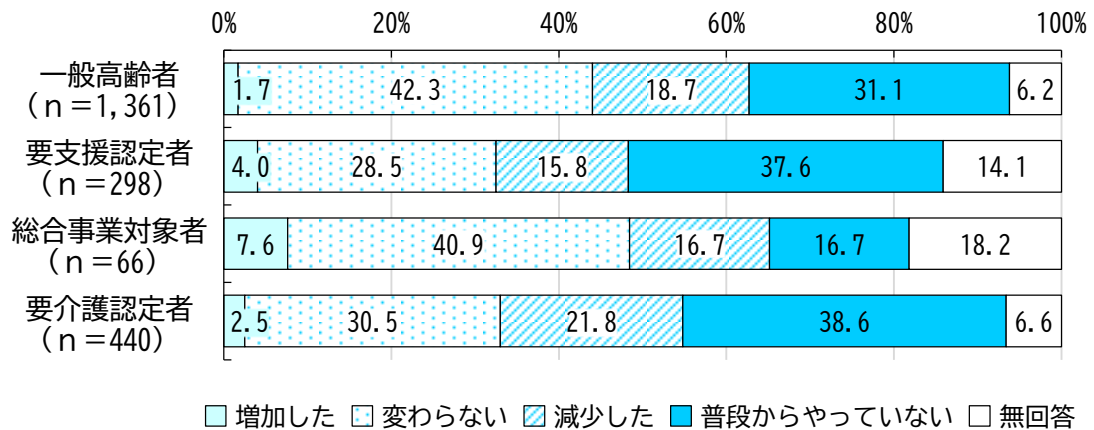
《③友人等への訪問や来訪》



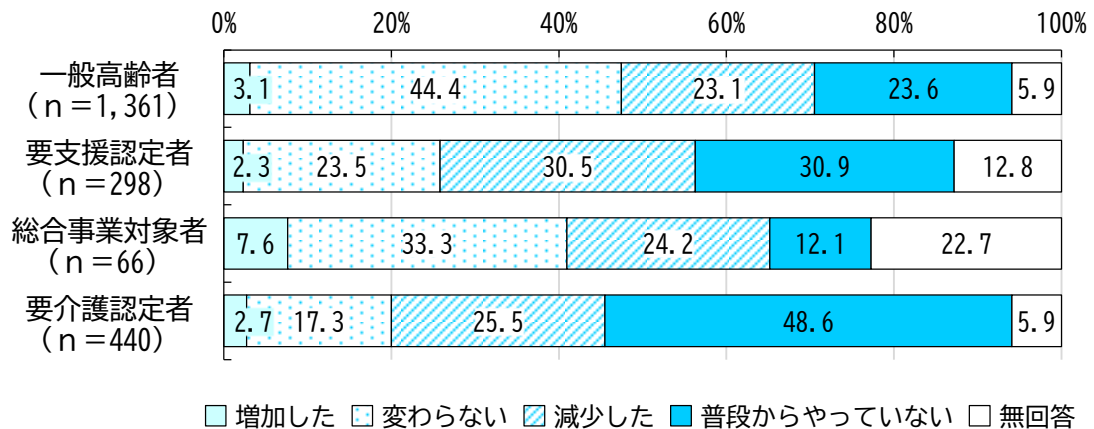
《④通院の頻度、回数》



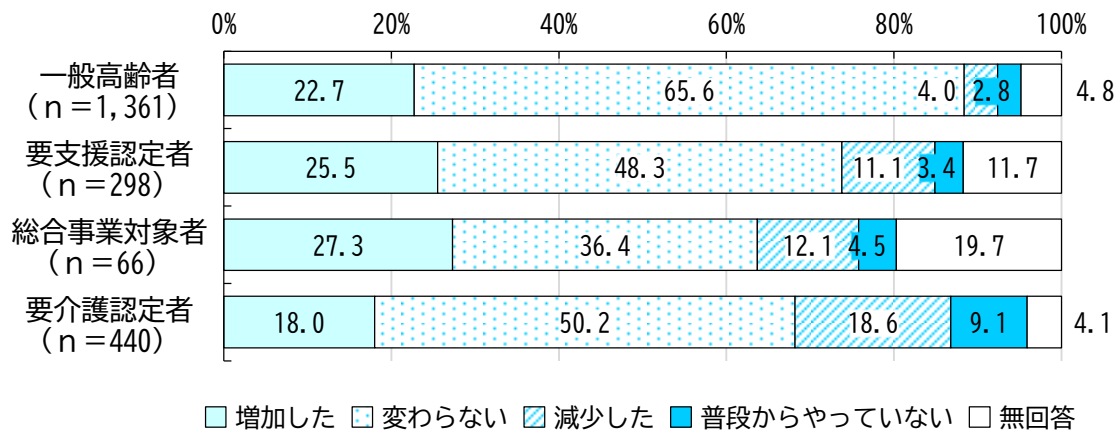
《⑤体操等の運動習慣》



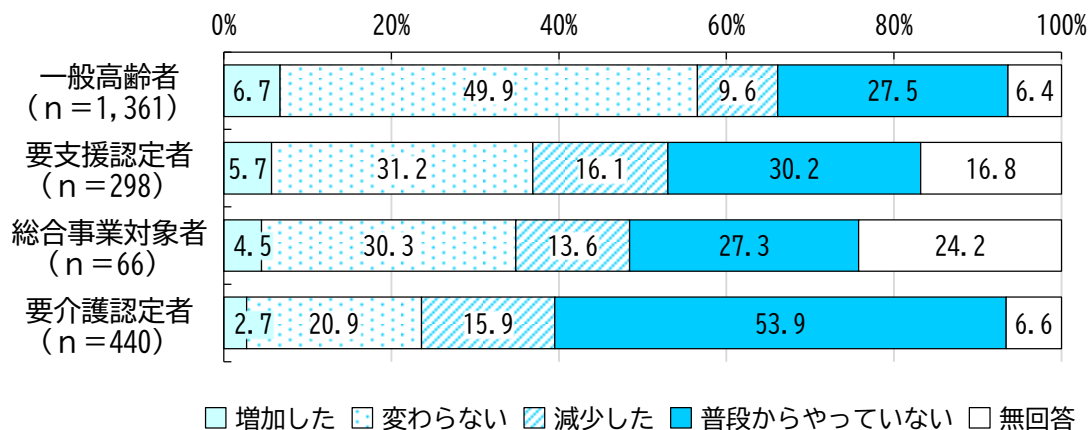
《⑥散歩の頻度、回数》



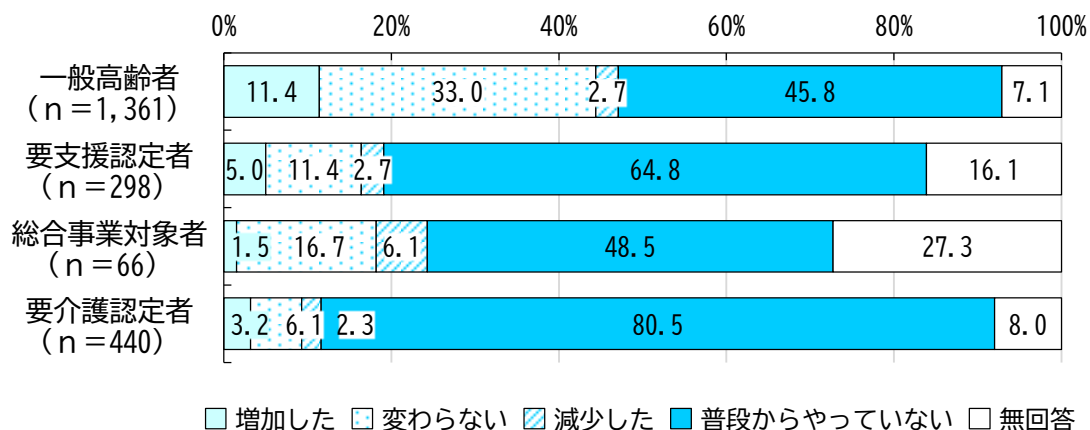
《⑦テレビの視聴時間》



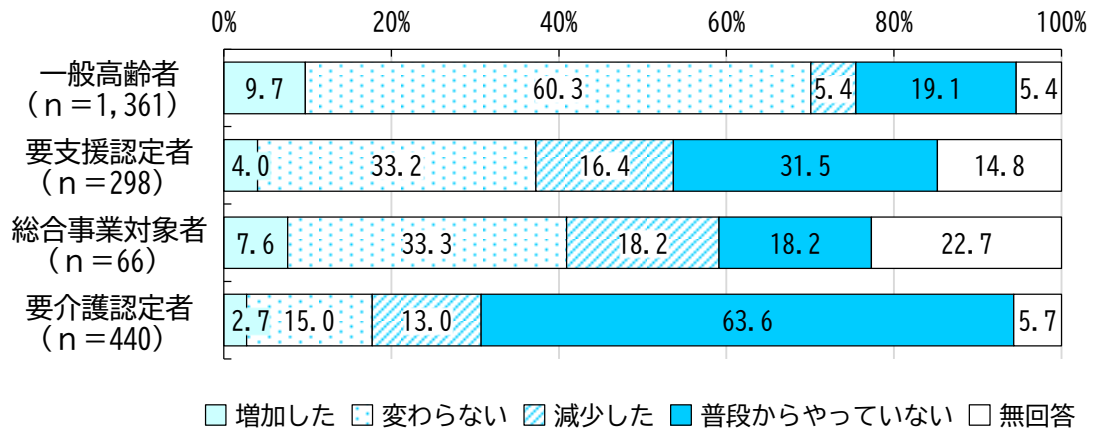
《⑧読書の頻度、回数》



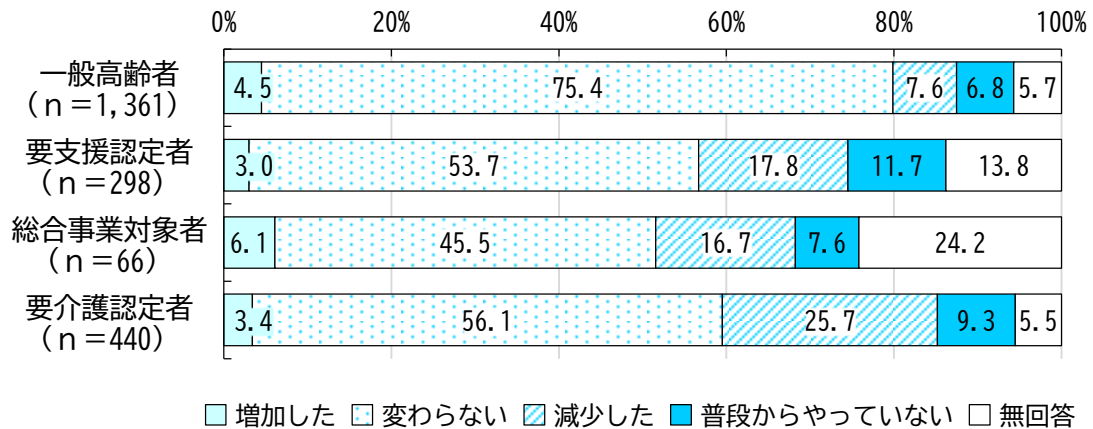
《⑨インターネットの利用の頻度、回数》



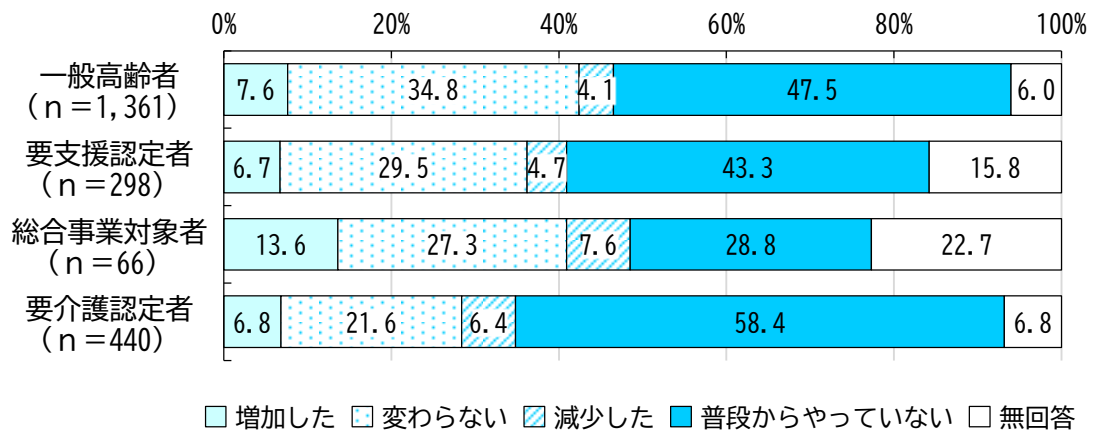
《⑩料理の頻度、回数》



《⑪家族の会話の頻度、回数》



《⑫宅配サービスの頻度、回数》



生きがいを感じること（14ページ）の上位に「友人や知人と過ごすとき」が含まれていることもあり、感染予防を取りながら人と会う機会を減らさないことに努める必要がある。

【現状6】

- あなたは、高齢者の方々が長泉町で安心して自分らしく暮らすため、町が行う施策として優先して取り組むべきものは何だと思いますか。(複数回答：3つまで)

	一般高齢者 (n=1,361)	要支援認定者 (n=298)	総合事業対象者 (n=66)	要介護認定者 (n=440)
第1位	公共交通機関の整備や 外出支援サービスの充実 28.3%	寝たきりや認知症に ならないための予防対策 28.9%	寝たきりや認知症に ならないための予防対策 33.3%	特別養護老人ホーム などの施設の整備 31.8%
第2位	医療機関の充実 27.0%	ホームヘルパーなどの 在宅サービスの充実 25.8%	生涯を通じた 健康づくりに対する支援 28.8%	ホームヘルパーなどの 在宅サービスの充実 28.2%
第3位	特別養護老人ホーム などの施設の整備 22.7%	公共交通機関の整備や 外出支援サービスの充実 24.8%	特別養護老人ホーム などの施設の整備 24.2%	寝たきりや認知症に ならないための予防対策 26.6%
第4位	ホームヘルパーなどの 在宅サービスの充実 21.8%	特別養護老人ホーム などの施設の整備 22.8%	公共交通機関の整備や 外出支援サービスの充実	医療機関の充実 21.4%
第5位	ひとり暮らしや高齢者 のみの世帯に対する 配食サービスの充実 21.7%	医療機関の充実 22.5%	ひとり暮らしや高齢者 のみの世帯に対する 配食サービスの充実 21.2%	ひとり暮らしや高齢者 のみの世帯に対する 配食サービスの充実 20.7%

施策や取組を推進していくうえで、対象者を意識していく必要がある。

課題の整理

アンケート調査結果から見えた課題、課題解決に向けた施策の方向は下表の通りです。

【課題1】外出、社会参加を通じて、高齢者のフレイル*予防・介護予防を推進していくこと		
課題解決に向けた 施策の方向	2-1 地域包括ケアシステムの 深化・推進	3-1 介護予防・日常生活 支援総合事業の充実
【課題2】高齢者のニーズに応じた生きがい活動の推進		
課題解決に向けた 施策の方向	1-1 社会参加・生きがい づくりの推進	1-2 雇用・就労対策の推進
【課題3】認知症の予防について関心を持つ高齢者に対する効果的な介護予防実践の推進 と相談窓口の普及		
課題解決に向けた 施策の方向	2-2 認知症施策及び高齢者 の権利擁護等の推進	
【課題4】自宅での生活継続のためのサービスの充実		
課題解決に向けた 施策の方向	2-1 地域包括ケアシステムの 深化・推進	2-4 地域福祉の促進
	2-2 認知症施策及び高齢者 の権利擁護等の推進	2-5 安心・安全な まちづくりの推進
	2-3 高齢者生活支援 サービスの充実	
【課題5】介護をしている家族へのニーズにあった支援		
課題解決に向けた 施策の方向	2-1 地域包括ケアシステムの 深化・推進	2-3 高齢者生活支援 サービスの充実
	2-2 認知症施策及び高齢者 の権利擁護等の推進	
【課題6】感染予防に徹した事業展開		
課題解決に向けた 施策の方向	全 体	
【課題7】対象者や利用者を意識した施策や取組の展開		
課題解決に向けた 施策の方向	全 体	

2 日常生活圏域*の特徴・設定

(1) 日常生活圏域*の特徴・設定

日常生活圏域*は、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続することができることを目的に、人口や地理的条件、交通事情、サービス事業所の状況、その他の条件を勘案して設定することになっています。

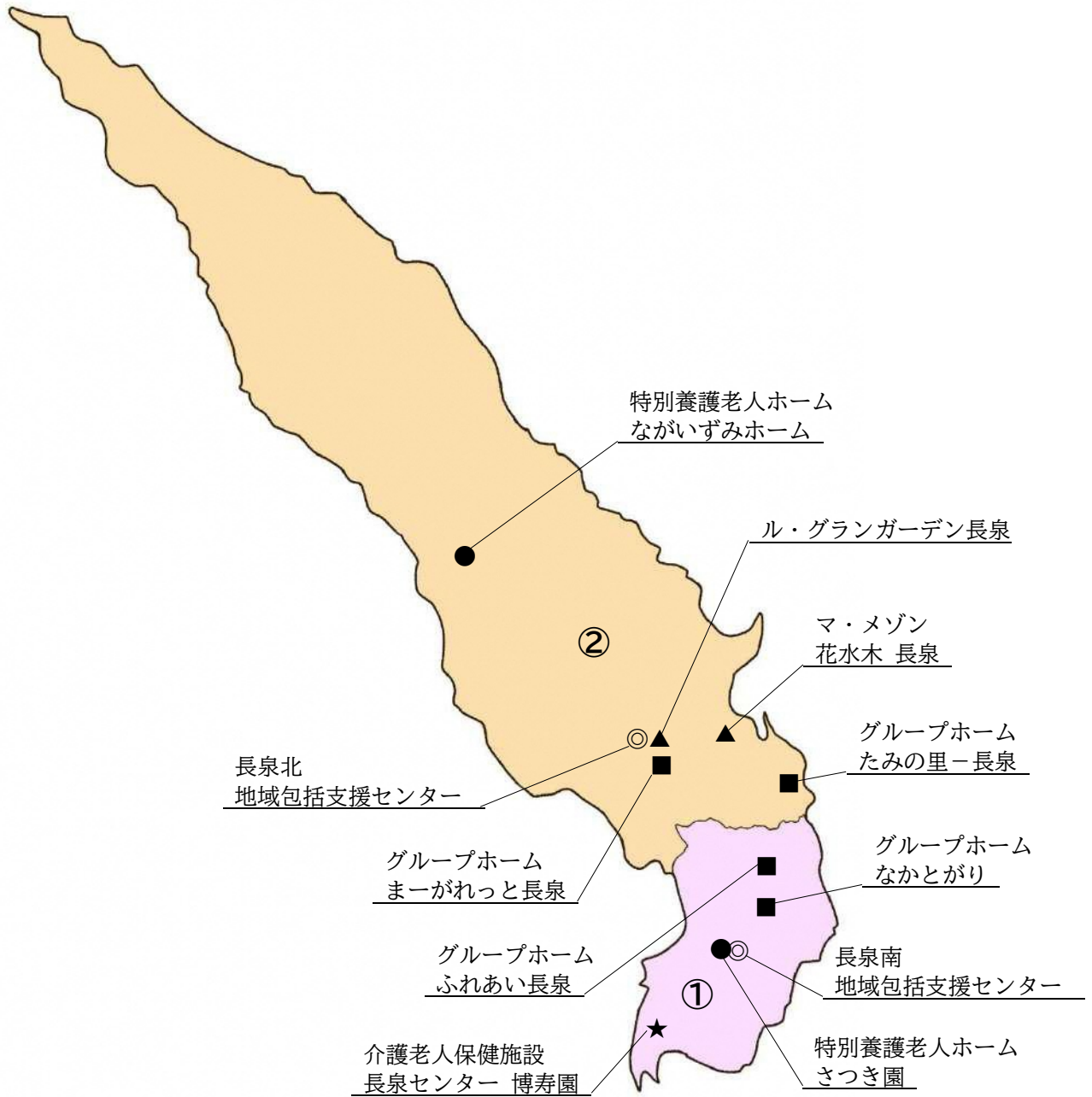
本町の日常生活圏域*は、令和4年度までは小学校区ごとの3圏域で設定していましたが、令和5年度からは中学校区ごとの2圏域（①長泉中学校圏域、②北中学校圏域）に変更しています。

なお、日常生活圏域*は、計画期間内であっても必要に応じて見直しを行います。

■ 日常生活圏域*ごとの概況（令和5年10月1日現在）

	長泉中学校圏域	北中学校圏域	長泉町全体
総人口	25,229 人	18,265 人	43,494 人
高齢者人口	5,433 人	4,335 人	9,768 人
後期高齢者（75歳以上）	2,945 人	2,539 人	5,484 人
前期高齢者（65～74歳）	2,488 人	1,796 人	4,284 人
高齢化率	21.5%	23.7%	22.5%

■ 町内の介護関係施設



※ 日常生活圏域*ごとの介護関係施設

	①長泉中学校圏域	②北中学校圏域	長泉町 全体
● 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	1	1	2
★ 介護老人保健施設	1	0	1
■ 認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	2	2	4
▲ 特定施設入居者生活介護 (介護付有料老人ホーム)	0	2	2
◎ 地域包括支援センター*	1	1	2

3 将来推計

(1) 総人口及び高齢者人口の推計

第5次長泉町総合計画の将来人口における5歳階級別伸び率を用いて、全国的に団塊ジュニア世代が65歳に到達しはじめ、現役世代の人口が大幅な減少に向かう令和22年度(2040年度)、75歳以上人口が増加し続けている令和32年度(2050年度)までの人口推計を行うと、下表のとおりになります。

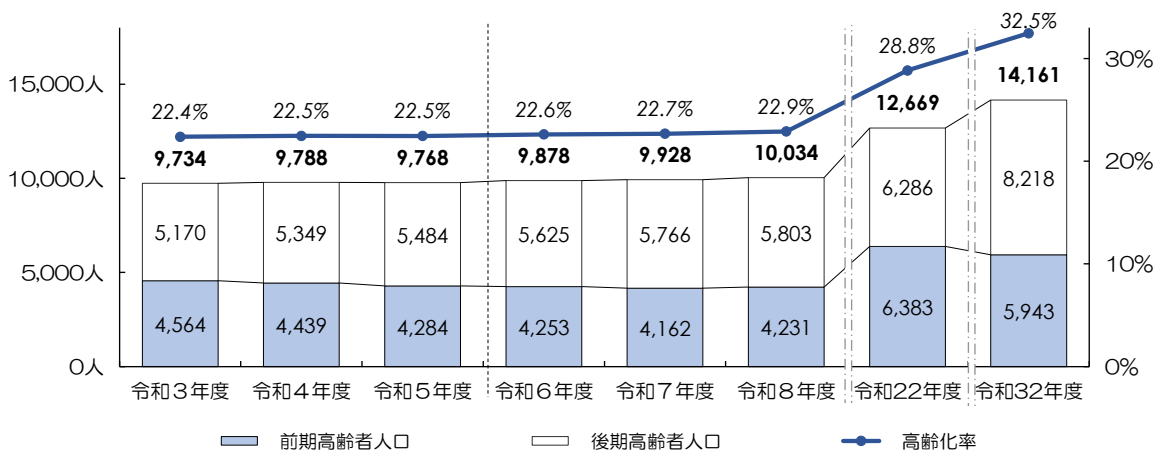
第9期計画期間の最終年度である令和8年度では、総人口が43,826人、うち65歳以上の高齢者は10,034人と、初めて1万人を超え、高齢化率は22.9%に上昇すると見込まれます。

<人口推計>

単位:人

	第8期 実績値			第9期 計画値			将来	
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和22年度 (2040年度)	令和32年度 (2050年度)
総人口(A)	43,505	43,560	43,494	43,678	43,777	43,826	43,936	43,629
40歳未満人口	18,787	18,619	18,413	18,389	18,293	18,336	18,438	17,628
40~64歳人口	14,984	15,153	15,313	15,411	15,556	15,456	12,829	11,840
高齢者人口(B)	9,734	9,788	9,768	9,878	9,928	10,034	12,669	14,161
前期高齢者 (65~74歳)	4,564	4,439	4,284	4,253	4,162	4,231	6,383	5,943
後期高齢者 (75歳以上)	5,170	5,349	5,484	5,625	5,766	5,803	6,286	8,218
高齢化率(B)/(A)	22.4%	22.5%	22.5%	22.6%	22.7%	22.9%	28.8%	32.5%

※令和3年度～令和5年度は、10月1日現在の住民基本台帳
令和6年度以降は、令和4年度の人口に、第5次長泉町総合計画の将来人口の5歳階級別の伸び率を用いて算出した推計値



(2) 要支援認定者*及び要介護認定者*の推計

令和3年度から令和4年度における性別・年齢階層別・要介護度別の認定率の伸びを用いて、令和32年度(2050年度)までの要支援・要介護認定者*数を推計すると、下表のとおりになります。

後期高齢者の割合が増加することに伴い、第9期計画期間の要支援・要介護認定者*数、認定率ともに微増傾向で、最終年度の令和8年度(2026年度)では、要支援・要介護認定者*の総数は●●人に、認定率は●●%に達すると見込んでいます。

<要支援認定者*及び要介護認定者*の推計>

単位:人

	第8期 実績値			第9期 計画値			将来	
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和22年度 (2040年度)	令和32年度 (2050年度)
要介護(要支援)認定者数(B) *第2号被保険者含む	1,554 (30)	1,563 (31)	推 計 中					
要支援1	158 (2)	158 (2)						
要支援2	273 (6)	257 (9)						
要介護1	315 (2)	308 (1)						
要介護2	269 (4)	259 (2)						
要介護3	227 (6)	243 (11)						
要介護4	195 (3)	218 (2)						
要介護5	117 (7)	120 (4)						
高齢者人口(A)	9,734	9,788						
認定率(B)/(A)	16.0%	16.0%						

※令和3年度、令和4年度の数値は、各年度の9月末の認定者数。

令和6年度以降の数値は、令和3年度⇒令和4年度 of 自然体推計より算出した推計値(地域包括ケア「見える化」システム*より)

※()内は第2号被保険者数



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

いきいきとした暮らしを支える 優しい ながいずみ

本計画は、町内における高齢者福祉を推進するための計画であると同時に、町の最上位計画である第5次長泉町総合計画と整合が図られた計画です。第5次長泉町総合計画の中でも、本計画は「基本目標1 いきいきとした暮らしを支える 優しい ながいずみ」との結び付きが強く、町民一人ひとりの生活の基礎となる部分を支えるという役割を持ちます。高齢者福祉に限定して考えると、身体機能等の低下が見られるようになっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を続けられるよう、高齢者一人ひとりのニーズを聞きながら必要な支援やサービスを提供することが求められます。これは本計画においても目指すべき姿であることから、本計画の基本理念を第5次長泉町総合計画の基本目標1と同じ「いきいきとした暮らしを支える 優しい ながいずみ」に設定することとします。

2 基本目標

本計画の基本理念である「いきいきとした暮らしを支える 優しい ながいずみ」を実現するため、以下の3つを基本目標とし、各種施策・事業に取り組みます。

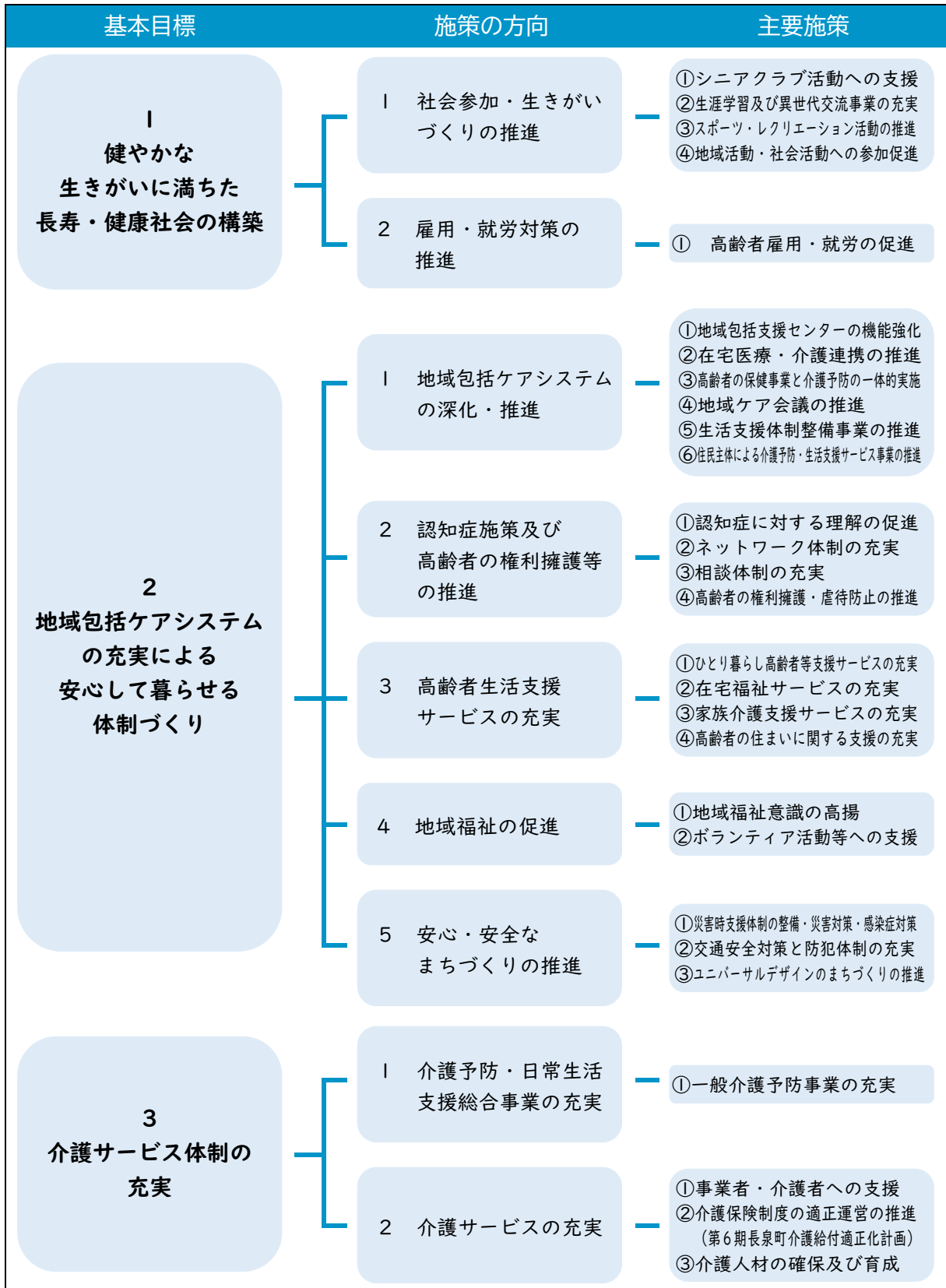
基本目標1 健やかな生きがいに満ちた長寿・健康社会の構築

基本目標2 地域包括ケアシステムの充実による安心して暮らせる体制づくり

基本目標3 介護サービス体制の充実

3 施策の体系

いきいきとした暮らしを支える 優しい ながいずみ



第4章 施策の展開

基本目標1 健やかな生きがいに満ちた長寿・健康社会の構築

1 社会参加・生きがいの推進

高齢者は、退職や死別等をきっかけに社会とのつながりが薄くなる傾向にあると言われていいます。高齢者にとって大切なことは、一人ひとりの状況や興味等に配慮された社会とのつながりを持ち続ける機会があることです。また、高齢者が様々な機会に参加することで若い世代や福祉分野の担当者との関係性が構築され、困った時に支援につながりやすくなるということにも期待されます。このような社会とつながり続けるための機会として、シニアクラブ活動の支援や生涯学習・スポーツ活動等の充実、地域活動の参加促進等を進めます。

①シニアクラブ活動への支援

主な取組事業

- 1 シニアクラブ助成事業補助金** 《長寿介護課》

シニアクラブ長泉及び各単位シニアクラブへの補助金交付を継続し、高齢者の生きがいのづくりや社会参加を促進します。
- 2 シニアクラブ活動への支援** 《長寿介護課》

シニアクラブと連携して町の出前講座（認知症サポーター講座等）を行うなど、シニアクラブの活動を支援します。未実施のシニアクラブへは、定例会等の機会を活用して、継続的に働き掛けを行います。また、出前講座の内容は説明や資料を工夫するなど、高齢者にも分かりやすく行います。
- 3 シニアクラブ 友愛活動** 《長寿介護課（社会福祉協議会*）》

虚弱や寝たきり、ひとり暮らし等の会員宅を定期的に訪問し、心の支えとなるような友愛活動や社会奉仕活動を推進します。また、地域福祉の担い手としての意識を更に向上させるとともに、地域の民生委員・児童委員*と連携し、引き続き活動を行うことで、友愛訪問員の増加を促し、シニアクラブだからこそできる活動として、地域での理解を更に深めます。
- 4 シニアクラブアンケート調査** 《長寿介護課（社会福祉協議会*）》

どの調査にアンケートが必要なのか精査し、必要に応じてアンケート調査を行います。また、アンケート以外のより良い方法も検討します。引き続き、シニア世代の要望やニーズに即する魅力あるシニアクラブ活動の推進が図られるよう支援します。

管理指標			
	実績	見込	計画値
	令和4年度	令和5年度	令和8年度
シニアクラブ活動への支援			
シニアクラブ（数）	24	25	27
シニアクラブ会員数（人）	1,054	1,049	1,100

②生涯学習及び異世代交流事業の充実

主な取組事業	
<p>5 地域づくり活動事業費補助金 《生涯学習課》</p> <p>子どもから高齢者まで、居場所を求めている地区住民が多く存在することから、地域の公民館等を活用し、より身近なところで生涯学習の場の提供に努め、参加の機会拡大を図ります。生涯学習推進地域づくり活動連絡協議会を通じ、各地区の地域づくり活動の情報共有や他地区の活動の見学を推奨しながら、地域づくり活動の事例やノウハウを周知します。また、自治会の文化祭等地区行事に対して、積極的に推進できるよう、補助金交付を実施します。補助金請求の方法の説明などを丁寧に行い、事務処理に掛かる時間が短縮できるよう支援します。</p>	
<p>6 くすのき学級事業 《生涯学習課》</p> <p>通年で複数回開催する「くすのき学級教養講座」は、高齢者の教養を高めるために実施しており、毎年多くの住民が参加しています。団塊の世代が高齢者の仲間入りをする中で、今後もライフステージ*や参加者のニーズに応じた体系的な学習プログラムの企画に努めるなど、バラエティに富んだ内容となるよう、運営委員会を組織し、企画します。</p>	
<p>7 長泉町民文化祭事業・ながいずみ美術展事業 《生涯学習課》</p> <p>長泉町民文化祭、ながいずみ美術展などの多種多様な事業を開催し、優れた芸術、文化等にふれ、いきいきと生活できるよう、創作、発表及びその鑑賞の機会を提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長泉町民文化祭…作品や発表を通じて広い世代間交流を深め、出展・出演者だけでなく、来場者も影響を受け、文化・芸術活動の普及及び町民の文化向上を図ります。そして、影響を受けた方が、日ごろの練習の成果を発表することができる機会を提供します。 ・ながいずみ美術展…子どもから大人まで、住民の芸術活動の発表鑑賞の場として、美術展を開催し、文化芸術活動の高揚を図ります。 	

8 地域学校協働本部事業

《生涯学習課》

地域学校協働本部の活動が各校で活発に行われており、学校の要望に応じて各種のボランティア活動が行われています。今後も、学校教育との連携により、より多くの学校で高齢者の経験や知識を生かした事業を実施することで、異世代交流の充実を図るとともに、学校と地域の協働を推進します。また、学校内の活動だけでなく、地域の社会教育施設等を活用した学校・家庭・地域が連携した事業を協働本部が立案・実施することで、高齢者を含めた幅広い世代が活躍できる機会を創設します。

9 人材リスト事業

《生涯学習課》

多様化する学習活動に対応するため、豊かな知識、技術、生活の知恵を持った高齢者などの協力により、指導者の育成・確保に努めます。また、知識や経験が豊富な人材の「生涯学習人材リスト」への登録については、生涯学習だよりへの掲載を継続し、各団体への呼び掛け等を行います。

管理指標

	実績	見込	計画値
	令和4年度	令和5年度	令和8年度
くすのき学級事業			
教養講座申込者数（人）	359	375	450

③スポーツ・レクリエーション活動の推進

主な取組事業

10 スポーツ推進委員事業

《健康増進課》

スポーツ推進委員が実施しているスポーツ宅配便で公民館などに出向き、レクリエーションや軽スポーツなどの誰でも簡単にできる運動を実施しています。今後も誰もが取り組みやすい運動に関する情報提供を行い、派遣できるスポーツ推進委員の確保に努め、健康増進を図ります。

11 長泉町レクスポ大会

《健康増進課》

スポーツ推進委員が毎年レクリエーションスポーツを通じて健康増進を図り、人間関係を築くことを目的とした長泉町レクスポ大会を実施しています。多様なニーズに応えられるよう、既存の種目に加え、幅広い世代が参加できる種目を取り入れ、ニュースポーツや世代間の交流ができるスポーツの導入・普及に努めます。

12 健康マイレージ事業

《健康増進課》

スポーツ・健康づくり施設等を来場利用できない町民も含めた町民全体の健康づくりを支援するため、日常生活の中でも健康づくりに取り組めるように健康マイレージ事業を行います。

13 総合型地域スポーツクラブ

《健康増進課》

子どもから高齢者までの幅広い年齢層が定期的・継続的にスポーツを楽しむことができる地域住民主体のスポーツ組織「ながいずみ健康わくわくクラブ（総合型地域スポーツクラブ）」について、今後の教室開催の在り方、開催場所、参加費等について事務局であるNPO法人長泉町スポーツ協会と検討を行い、更なる内容の充実を図ります。

14 地域元気づくり研修

《健康増進課》

地域での健康づくりの運動指導に従事する人向けの「地域元気づくり研修」を実施し、今後も健康づくり活動を推進するため、総合的な知識を備えた指導者の育成・確保に努めるとともに、実践に結び付けられるような研修内容を検討します。

管理指標

	実績	見込	計画値
	令和4年度	令和5年度	令和8年度
スポーツ推進委員事業			
スポーツ宅配便参加人数（人）	911	1,400	1,600

④地域活動・社会活動への参加促進**主な取組事業****15 ボランティア活動への参加啓発**

《福祉保険課（社会福祉協議会*）》

生活支援体制整備事業*と連携して、ボランティア養成講座を開催し、ボランティア活動や地域活動への参加につなげます。

16 高齢者生きがい対策事業

《長寿介護課》

高齢者生きがい対策事業費補助金の内容を積極的に周知するための手段を考え、地域における高齢者の居場所づくり活動の活性化に向け取り組みます。

管理指標

	実績	見込	計画値
	令和4年度	令和5年度	令和8年度
高齢者生きがい対策事業			
補助金交付地区数（区）	2	5	5

2 雇用・就労対策の推進

高齢者が長年の経験で身に付けた知識や技術を後世に伝えていくことは、長い目で見て地域や町にとって有益となります。また、高齢者自身も誰かに必要とされるという経験を通じて、自己肯定感を向上させることができます。特に現役から退いた高齢者にとって誰かの役に立ったり、必要とされたりすることは貴重な経験であり、それを生きがいと感じる方もいます。ただし、高齢者によって希望する働き方が異なることから、多様な働き方ができる環境を整え、就労意向のある高齢者が活躍できる場を整備する必要があります。

①高齢者雇用・就労の促進

主な取組事業	
<p>1 商工振興推進事業 《産業振興課》</p> <p>県の「しずおか就職 net シニア等人材バンク」の活用やシルバー人材センター*と連携して、高齢者の多様な就労を支援します。また、合同就職面接会の開催等については、多くの企業で人材不足が課題となっている中、働く意欲のある高齢者を中小企業への就労につなげます。</p>	
<p>2 起業支援事業 《産業振興課》</p> <p>定年延長や継続雇用を促進させるため、町商工会やハローワーク等と連携して促進啓発に取り組みながら、起業をはじめとする多様な就労形態の確立を支援します。</p>	
<p>3 シルバー人材センター*運営支援事業 《産業振興課》</p> <p>高齢者雇用支援策としてシルバー人材センター*の運営、財政支援については継続して実施します。</p>	

管理指標			
	実績	見込	計画値
	令和4年度	令和5年度	令和8年度
商工振興推進事業			
合同就職面接会 回数(回)	0	1	2
来場者人数(人)	0	25	50

基本目標2 地域包括ケアシステムの充実による安心して暮らせる体制づくり

1 地域包括ケアシステムの深化・推進

介護を必要とする状態となってもできる限り住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、平成24年度から構築・充実が進められてきた地域で高齢者に包括的な支援を提供する体制が地域包括ケアシステムです。また、地域包括ケアシステムは、今期から地域共生社会*の実現のための中核的な基盤としても位置付けられ、今後はより一層の深化・推進が求められることとなります。引き続き、地域包括ケアシステムの中心的な役割を担う地域包括支援センター*の機能強化等に努め、地域の状況に応じた支援体制の充実を図ります。

①地域包括支援センター*の機能強化

主な取組事業

1 地域包括支援センター*の運営、機能強化 《長寿介護課》

地域包括支援センター*が、地域住民にとってより身近な相談窓口となるよう、互いに連携をとりながら、きめ細やかな高齢者支援の実現に向け取り組みます。

2 長泉町地域包括支援センター*運営協議会 《長寿介護課》

地域包括支援センター*に対して運営指針を示すとともに、地域包括支援センター*の評価を行い、地域包括支援センター*運営協議会に諮ることで地域包括支援センター*が公正に運営されるようにするとともに、その質の確保に努めます。

3 長泉町地域包括支援センター*連絡会議 《長寿介護課》

長寿介護課と地域包括支援センター*の連絡会議を定期的に行い、情報共有と連携を図ります。

4 重層的支援体制整備事業 《長寿介護課》

重層的支援体制整備事業において、高齢者だけでなく、経済的困窮者、単身・独居者、障がい者、ひとり親家族やこれらが複合したケースなどに対応するため、高齢者支援分野、生活困窮分野、障がい分野や児童福祉分野など属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担う必要があることから、他分野を担当する課と連携を図り、対応します。

また、地域包括支援センター*を含むその他分野の相談支援機関は、認知症高齢者家族、8050問題、ヤングケアラー、ダブルケアなど複雑かつ複合化した課題を抱える世帯への支援について、町と連携を図りながら取り組みます。

5 地域包括支援センター*職員の資質向上 《長寿介護課》

町・委託地域包括支援センター*の職員と共に様々な研修に参加し、質の向上を目指します。

管理指標			
	実績	見込	計画値
	令和4年度	令和5年度	令和8年度
地域包括支援センター* への相談件数			
相談件数（件）	3,835	3,900	4,000

②在宅医療・介護連携の推進

主な取組事業	
<p>6 在宅医療・介護連携推進事業 《長寿介護課》</p> <p>在宅医療・介護連携の推進により、在宅医療及び介護が円滑に提供される仕組みを構築し、医療ニーズ及び介護ニーズを併せ持つ高齢者を地域で支えていくため、医師会その他地域の関係団体の協力を得ながら、連携体制や対応について検討します。</p> <p>地域住民に対しても医療や介護サービス及び看取りに関する理解を深めてもらえるよう地域包括支援センター*及び在宅医療介護連携センターと協力しながら啓発活動を行います。</p>	

管理指標			
	実績	見込	計画値
	令和4年度	令和5年度	令和8年度
在宅医療・介護連携推進事業			
在宅医療及び看取りに関する出前講座（回） （医療・介護関係団体への講座も含む）	2	4	8

③高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

主な取組事業			
7 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業		《長寿介護課》	
<p>高齢者の心身の多様な課題を整理し、きめ細やかな支援と的確な介護予防を進めていくため、関係各課で連携を図ります。また、介護・医療・健診情報等の分析結果を活用することで、介護予防の必要性が高い高齢者へのフレイル*予防のアウトリーチ支援、通いの場や一般介護予防事業などへの参加につなげ、高齢者自身の介護予防意識の向上を目指します。</p>			
管理指標			
	実績	見込	計画値
	令和4年度	令和5年度	令和8年度
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業			
ちよいトレ！楽しくクラブOB支援 参加人数（人） （延べ人数 1地区あたり2回開催）	179	300	400

④地域ケア会議*の推進

主な取組事業			
8 地域ケア個別会議		《長寿介護課》	
<p>地域包括支援センター*は、地域ケア個別会議を開催し、必要に応じて民生委員・児童委員*や協議体等の地域の支援者・団体及び多職種と連携しながら、個別事例の検討を行い、個別課題の解決・ネットワークの構築・地域課題の把握を行います。</p>			
9 地域ケア推進会議		《長寿介護課》	
<p>町は地域包括支援センター*が抽出した地域課題を共有し、医療と介護の関係者の連携を図りながら地域課題を解決のための検討を行い、地域づくり、資源開発、政策の形成を目指します。</p>			
10 自立支援・重度化防止のための地域ケア会議*		《長寿介護課》	
<p>適切なサービスにつながっていない高齢者の生活課題に対して、多職種協働による地域ケア会議*の中で個別事例の検討を行うことを通じて、地域で活動する介護支援専門員*が自立支援に資するケアマネジメントを推進できるよう支援します。</p>			
管理指標			
	実績	見込	計画値
	令和4年度	令和5年度	令和8年度
地域ケア会議*の推進			
自立支援・重度化防止のための地域ケア会議*（回）	1	1	4

⑤生活支援体制整備事業*の推進

主な取組事業	
<p>11 生活支援体制整備事業* 《長寿介護課》</p> <p>高齢者等が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、必要なサービスの創出や地域資源の把握について第1層協議体*及び第2層協議体*で協議します。第1層協議体*では、第2層協議体*では解決できない課題について協議・検討を行うほか、関係団体への事業周知を行います。第2層協議体*では、地域包括支援センター*やケアマネジャー等と連携を図りながら高齢者のニーズを把握し、持続可能な助け合い活動を行います。</p>	

管理指標			
	実績	見込	計画値
	令和4年度	令和5年度	令和8年度
生活支援体制整備事業*			
住民主体による生活支援（回） （ゴミ出し、外出付き添い等）	804	950	1,400

⑥住民主体による介護予防・生活支援サービス事業の推進

主な取組事業	
<p>12 住民主体による介護予防・生活支援サービス事業補助金 《長寿介護課》</p> <p>住民主体による生活支援サービスや介護予防に資する移動支援など、地域住民による介護予防・生活支援サービスが実施されています。今後も活動を継続させるとともに、新たなサービスの創出を目指すため、令和6年度から補助金により活動を支援します。また、生活支援・通いの場の運営については介護予防・日常生活支援総合事業*における訪問型サービスB及び通所型サービスBとして実施します。</p>	

管理指標			
	実績	見込	計画値
	令和4年度	令和5年度	令和8年度
住民主体による介護予防・生活支援サービス事業補助金			
補助金申請件数（件）	0	0	10

2 認知症施策及び高齢者の権利擁護等の推進

認知症はその特性から介護する家族の負担が重くなりやすく、住み慣れた地域での生活を継続するためには地域の理解や協力が不可欠となります。医療や福祉等の専門職の充実だけでなく、地域住民が認知症高齢者やその家族を日頃から見守り、必要な時には手を差し伸べることができる地域づくりが求められています。また、身体機能や認知機能が低下した高齢者の権利や財産等を確実に守るため、高齢者の虐待被害や詐欺被害を防ぐための取組を進めていく必要があります。

①認知症に対する理解の促進

主な取組事業

1 認知症サポーター養成講座 《長寿介護課》

認知症地域支援推進員*やキャラバン・メイトが中心となり、町内企業や学校、地域等幅広い世代に認知症サポーター養成講座を実施し、認知症理解のための普及啓発活動に取り組みます。

2 認知症サポーターステップアップ講座（チームオレンジ養成講座） 《長寿介護課》

認知症サポーター養成講座修了者が、更に学びを深め、地域で活躍できる人材となるよう、ステップアップ講座を実施し、チームオレンジを育成します。

管理指標

	実績	見込	計画値
	令和4年度	令和5年度	令和8年度
認知症サポーター養成講座			
総サポーター数（人）	5,138	5,600	7,400

②ネットワーク体制の充実

主な取組事業

3 認知症総合支援会議 《長寿介護課》

認知症予防や適切なケア等の支援に関する課題解決について検討協議する「認知症を考える地域会議」と認知症初期集中支援チーム*の活動状況の検討や業務の評価を行う「認知症初期集中支援チーム*検討委員会」を併せて開催し、認知症に関する施策や各種事業について有識者や町の関係機関等と連携協議します。

4 高齢者等見守りネットワーク事業 《長寿介護課》

見守り体制の充実のため、引き続き高齢者等見守りネットワークへの協力を民間事業者に呼び掛け、協力事業者との連携強化を図ります。また、協定時等はマスコミを活用し、多くの高齢者に事業内容を知ってもらえるよう努めます。

管理指標			
	実績	見込	計画値
	令和4年度	令和5年度	令和8年度
長泉町高齢者等見守りネットワーク事業			
協力事業者数（数）	24	27	33

③相談体制の充実

主な取組事業	
<p>5 家族介護教室 《長寿介護課》</p> <p>介護者家族を対象に、介護に関する知識及び技術の修得を目的とした講座を実施するとともに、同じ介護者同士の交流の場を設けることで、介護者家族の心身のリフレッシュを図ります。</p>	
<p>6 認知症初期集中支援チーム* 《長寿介護課》</p> <p>医師及び医療・介護の専門職からなる認知症初期集中支援チーム*を配置し、認知症が疑われる人や認知症の人に集中的な訪問支援を行い、早期に適切な医療・介護サービス利用につなげます。</p>	
<p>7 認知症カフェ* 《長寿介護課》</p> <p>地域包括支援センター*に配置する「認知症地域支援推進員*」を中心に、認知症の人やその家族が気軽に相談できる居場所として認知症カフェ*の開催回数の検討を進め、認知症の人が暮らしやすい地域づくりを推進します。</p>	

管理指標			
	実績	見込	計画値
	令和4年度	令和5年度	令和8年度
家族介護教室			
参加延べ人数（人）	22	30	40

④高齢者の権利擁護・虐待防止の推進

主な取組事業

8 高齢者虐待防止の推進

「長寿介護課」

高齢者虐待対応マニュアルを基に、地域包括支援センター*等の関係機関と連携しながら、高齢者虐待の未然防止、早期発見、早期対応に取り組めます。

9 成年後見制度*利用支援事業

「長寿介護課」

権利擁護支援が必要な人を早期に発見し、速やかに必要な支援につなげられるよう、地域包括支援センター*や社会福祉協議会等の関係機関と連携をとりながら対応します。

管理指標

	実績	見込	計画値
	令和4年度	令和5年度	令和8年度
成年後見制度*利用支援事業			
町長申立て（件）	1	1	1
報酬助成（件）	3	3	5

3 高齢者生活支援サービスの充実

高齢者が必要とする支援は、介護だけに留まりません。高齢者のみの世帯が増加することで見守りや緊急時の対応へのニーズや、運転免許証を返納する方が増加することで外出や移動に関するニーズが高まると考えられます。このように高齢者のニーズは今後も多様化・複雑化することが見込まれることから、高齢者を介護する家族の負担軽減を目的とした支援を行い、高齢者の在宅生活を支えます。

①ひとり暮らし高齢者等支援サービスの充実

主な取組事業	
<p>1 ひとり暮らし高齢者見守り事業 《長寿介護課》</p> <p>在宅で生活する75歳以上のひとり暮らし高齢者に対し、週3回乳酸菌飲料を配達し、声掛け・安否確認を行います。様々な高齢者に特化したサービスへつなげるため、地域包括支援センター*や介護支援専門員*、関係機関と連携し、適切な事業を実施します。</p>	
<p>2 医療情報キットの配布 《長寿介護課》</p> <p>ひとり暮らし高齢者などが自宅で容態が急変した際、第三者が緊急連絡先へ通報するなどの対応がより迅速にできるよう「医療情報キット(自宅保管用)」を配布します。</p>	

管理指標			
	実績	見込	計画値
	令和4年度	令和5年度	令和8年度
ひとり暮らし高齢者見守り事業			
利用者数(人)	175	180	190

②在宅福祉サービスの充実

主な取組事業	
<p>3 はり、灸、マッサージ治療費助成事業 《長寿介護課》</p> <p>高齢者の自立した生活の支援や健康保持のため、70歳以上の高齢者に対し、鍼灸マッサージ治療費を助成します。周知の方法は広報紙やチラシ等だけではなく、シニアクラブや制度説明会等でも行います。また、サービスの利用状況を検証し、必要に応じて内容の見直しを行います。</p>	

4 配食サービス事業 《長寿介護課》

在宅で生活する65歳以上のひとり暮らし高齢者や高齢者世帯で調理の困難な高齢者を定期的に訪問し、栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、安否確認を行います。

5 軽度生活援助事業 《長寿介護課》

在宅で生活する65歳以上のひとり暮らし高齢者や高齢者世帯の自立した生活の支援のため、適切なサービス実施に努めます。周知の方法は広報紙やチラシ等だけではなく、シニアクラブや制度説明会等でも行います。また、サービスの利用状況を検証し、必要に応じて内容の見直しを行います。

6 マイナンバーカードを活用したタクシー利用助成事業 《長寿介護課》

マイナンバーカードを所持している75歳以上の高齢者及び運転免許証を自主返納した65歳以上の高齢者に対し、日常的な通院や買い物などの移動を支援するため、タクシー運賃の半額（上限600円）を助成します。

7 緊急時の支援 《福祉保険課（社会福祉協議会*）》

ひとり暮らし高齢者の緊急時の通報体制の確立を図るため、緊急時にボタン一つで消防指令センターへ通報することができる福祉電話の設置を行っています。

8 高齢者の生活支援 《長寿介護課》

高齢者の自立した生活を支援するため、適切なサービス実施に努めます。また、広報紙やチラシだけの周知ではなく、民生委員・児童委員*やシニアクラブ等を活用するとともに制度説明会等でもサービスの周知を行います。高齢者のニーズに即した生活支援サービスを提供するため、状況に合わせて改善を図ります。

9 デマンド交通運行事業 《企画財政課》

身体的な理由でバス停まで歩けないなど、移動が困難な高齢者等が移動できる公共交通サービスとしてデマンド型交通*の普及を進めます。

管理指標

	実績	見込	計画値
	令和4年度	令和5年度	令和8年度
配食サービス事業			
実利用者数（人）	93	100	100

③家族介護支援サービスの充実

主な取組事業	
<p>10 要介護高齢者等介護者支援金支給事業 《長寿介護課》</p> <p>在宅の要介護認定3、4、5の高齢者等と同居する介護者に対して支援金を支給します。</p>	
<p>11 家族介護用品支給事業 《長寿介護課》</p> <p>常時おむつを必要とする在宅の方を介護している家族に、紙おむつなどの介護用消耗品を支給します。</p>	
<p>12 徘徊高齢者探索サービス事業 《長寿介護課》</p> <p>徘徊性のある65歳以上の在宅の高齢者及びその介護者に、GPS発信機の貸出と基本料金等を助成します。</p>	
<p>13 徘徊高齢者等見守り事業 《長寿介護課》</p> <p>徘徊行動が見られる高齢者に対し、衣服や持ち物に貼ることができ、読み取ると介護者にメールが送信されるQRコードが印字された見守りシールを配布します。</p>	

管理指標			
	実績	見込	計画値
	令和4年度	令和5年度	令和8年度
要介護高齢者等介護者支援金支給事業			
支給決定者 延べ人数 (人)	259	260	290

④高齢者の住まいに関する支援の充実

主な取組事業	
<p>14 高齢者居住安定確保事業 《建設計画課》</p> <p>計画した目標に対しての施策を展開します。高齢者居住安定確保計画に基づき、高齢者世帯における耐震診断及び耐震改修の促進、高齢者世帯の住み替えに関する情報提供や相談体制等の整備を進めます。</p>	
<p>15 住宅改修支援事業 《長寿介護課》</p> <p>居宅介護支援等の提供を受けていない要支援・要介護認定者*に対して、手すりの設置や段差解消等の住宅改修の支給申請に必要な理由書を作成した居宅介護支援事業者等に支援を行います。今後も継続して介護支援専門員*向け説明会で制度の周知を図るとともに、該当となるケースを抽出して当該事業者に勧奨を行います。</p>	

■特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅*の入居定員総数

	現状（令和5年度）	
	届出物件数（件）	定員数（人）
有料老人ホーム	1	55
サービス付き高齢者向け住宅*	4	129

管理指標			
	実績	見込	計画値
	令和4年度	令和5年度	令和8年度
住宅改修支援事業			
理由書の作成経費に対する助成件数（件）	3	3	3

4 地域福祉の促進

地域のあらゆる主体が属性や立場を超えて参画し互いに支え合うことで、一人ひとりの暮らしや生きがい等を創っていく社会を、地域共生社会*と言います。地域共生社会*の実現のためには、自助・互助・共助・公助の4つの力を適切に活用して、地域のあらゆる主体が協力しながら地域課題を解決するという、地域福祉の考え方が重要となります。この地域福祉の考え方が地域に浸透し、ゆくゆくは地域共生社会*の実現につながるよう、地域住民への啓発やボランティア活動の支援等を進めます。

①地域福祉意識の高揚

主な取組事業

1 小地域福祉活動推進事業

≪福祉保険課（社会福祉協議会*）≫

小地域福祉活動事業において、仲間づくりや居場所づくりの機会の増加を目指します。認知症の人、寝たきりの高齢者やその家族など、高齢者に対する偏見や差別意識のない住民参加の地域福祉を進めるための啓発活動、研修及び取組活動の支援・周知を実施します。

2 敬老事業

≪長寿介護課≫

長年、社会に尽力してきた高齢者に対する理解や敬愛の意により住民意識の向上を図るとともに、敬老事業を実施します。また、今後、対象者の増加が予想されるため、それに合わせた規模での実施を検討します。

管理指標

	実績	見込	計画値
	令和4年度	令和5年度	令和8年度
小地域福祉活動推進事業			
小地域福祉活動事業取組区数（区）	17	20	31

②ボランティア活動等への支援

主な取組事業

3 ボランティア活動の支援

≪福祉保険課（社会福祉協議会*）≫

ボランティア活動を円滑に進めるため、活動の拠点となる福祉会館各部屋やボランティアルームなどを貸し出します。また、ボランティア活動中の怪我などに対応する保険の相談に応じ、全社協のボランティア保険へ加入事務の手続きを行います。

4 ボランティアの育成

≪福祉保険課（社会福祉協議会*）≫

ボランティア活動者、地域活動者を増やすため養成講座を、生活支援体制整備事業*と連携して開催します。また、ボランティアを始めるにあたっての相談や活動上の相談に応じボランティアを育成します。

管理指標

	実績	見込	計画値
	令和4年度	令和5年度	令和8年度
ボランティア活動の支援			
ボランティア活動保険加入報告手続き対応（件）	17	14	17

5 安心・安全なまちづくりの推進

ここ数年で、地震や台風・豪雨等の自然災害や新型コロナウイルス感染症等の感染拡大が起こり、全国的に大きな被害や混乱に見舞われました。このような経験から、地震対策だけでなく、水害や土砂災害、感染症対策の実施や、介護事業所等と連携した支援体制の整備に取り組んでいます。また、交通安全や防犯対策の充実やユニバーサルデザイン*の推進を引き続き行うことで、老若男女問わず全ての方が安心・安全に生活することができる環境づくりに努めます。

①災害時支援体制の整備・災害対策・感染症対策

主な取組事業

1 避難行動要支援者*台帳 ≪福祉保険課≫

避難行動要支援者*台帳を毎年更新し、要支援者に関する情報を最新に保つよう努めます。また、支援の優先度が高く災害時に自ら避難することが困難であると判断される要支援者については個別避難計画の作成を進め、既存の事業との統合について検討します。さらに、既に作成されている個別計画に変更が生じた場合、関係者が情報を共有することができる体制を構築します。

2 災害時の地域での支援体制 ≪福祉保険課、地域防災課≫

区長連絡協議会、自主防災会連合会、民生委員・児童委員*協議会との相互の意見交換会を実施しながら、三者の役割を明確にし、災害時の地域での支援体制の整備を図り、地域の組織体制の見直しを進めていきます。

3 避難確保計画*の作成・更新等 ≪地域防災課≫

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設（介護事業所）に対し、避難確保計画*の作成及び避難情報伝達訓練の実施を指導します。

4 感染症対策 ≪長寿介護課≫

感染症が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供される体制を構築する必要があることから、感染症の発生時に備えた取組や発生時における業務継続に向けた取組を支援します。令和6年4月1日から業務継続計画（BCP）の策定等や感染症の予防及びまん延の防止のための措置が義務付けられたことから、事業所の新規指定時などに対応済みであることの確認を行います。

管理指標

	実績	見込	計画値
	令和4年度	令和5年度	令和8年度
避難行動要支援者*台帳			
避難行動要支援者*台帳の新規登録者数（人）	7	36	10
避難確保計画*の作成			
避難確保計画*の作成対象となる事業者の計画作成割合（%）	100	100	100

②交通安全対策と防犯体制の充実

主な取組事業

5 交通安全教室 高齢者交通安全訪問

《地域防災課》

交通安全教室や高齢者宅訪問を通し、町内の事故傾向や高齢者の事故の傾向に沿った内容の啓発を行っています。今後も、高齢ドライバーと歩行者の両方を対象とした啓発を継続して実施します。夕暮れ時の横断歩道を歩行中の事故が多いことから、反射材等の配布など各施設と連携して実施します。

6 交通安全施設整備事業

《地域防災課》

各自治会からの要望書を基に、地域の実情を反映した優先度の高い整備（歩道、グリーンベルト、路面表示、カーブミラー等の交通安全施設）について、緊急性・必要性を考慮して順次実施します。

7 消費啓発出前講座

《くらし環境課》

高齢者が悪質な訪問販売や詐欺等に遭わないよう、ふれあい出前講座や消費生活セミナーなどを通して周知啓発を行います。また、より効果を高めるため、高齢者と併せて、その家族の参加を促すほか、直接、高齢者や家族と接する機会が多い民生委員・児童委員*やケアマネジャーを対象とするなど、広く周知啓発を実施します。

8 防犯パトロール・啓発事業

《地域防災課》

警察署・地域安全推進員・地区安全会議、その他の地域ボランティア等との連携を強化し、地域全体の犯罪の被害防止に向けて、振り込め詐欺防止の啓発やパトロールなど犯罪の発生抑制に力を入れた活動や防犯に関する情報の提供・共有を行います。また、高齢化に伴い、団体や地域ボランティア等の人材不足や各種犯罪の手口等も多様化しており、地区安全会議等の団体活動における時代背景に即した取組や町内犯罪状況の分析等の効果的な取組を実施します。

管理指標

	実績	見込	計画値
	令和4年度	令和5年度	令和8年度
交通安全教室 高齢者交通安全訪問			
交通安全教室の開催回数（回）	5	8	8
高齢者交通安全訪問件数（件）	0	9	10
交通安全啓発活動の開催回数（回）	24	20	20

③ユニバーサルデザイン*のまちづくりの推進

主な取組事業	
<p>9 公園施設改修事業 《工事管理課》</p> <p>新設の公園・広場にはユニバーサルデザイン*対応のトイレを設置し、既存の物は老朽化に伴う改修を進めます。ライフスタイルに合わせたトイレ改修、老朽化や不適格な遊具の改修は、随時行っていく必要があります。また、必要に応じてインクルーシブ公園*について検討します。</p>	
<p>10 歩行者空間整備事業 《工事管理課》</p> <p>新設道路については、最新の基準に沿った歩道整備を行い、既存の歩道改修については、優先順位を付けて整備を進めます。段差解消や拡幅だけでなく視線の誘導等により歩行者の安全な通行を確保します。</p>	
<p>11 生活空間満足度向上事業 《工事管理課》</p> <p>生活道路の側溝蓋改修などにより、長泉町全域での安全で快適な歩行者ネットワークの形成を図ります。</p>	

管理指標			
	実績	見込	計画値
	令和4年度	令和5年度	令和8年度
歩行者空間整備事業			
波打ち歩道改修延長 (m)	1,074	1,186	1,405
※令和元年度を初年度とした累計			

基本目標3 介護サービス体制の充実

1 介護予防・日常生活支援総合事業*の充実

介護を必要としない期間のことを、健康寿命と言います。令和4年版高齢社会白書によると、令和元年の健康寿命は平均寿命より男性は8.73年、女性は12.07年短くなっており、10年前後の期間、介護を受けながら過ごしている方が多いことが分かります。今後の課題は、この平均寿命と健康寿命の差を縮小させ、できる限り介護を受ける期間を短くすることです。そのためには、広く介護予防の重要性を周知し、高齢者が元気なうちから積極的に介護予防に取り組める環境を整えていく必要があります。

①一般介護予防事業の充実

主な取組事業

1 介護予防普及啓発事業の実施

《長寿介護課》

高齢者の健康維持を図り、要介護認定者*数の伸びを抑えるため、フレイル*予防や認知症予防等に関する正しい知識の習得を目的とした介護予防教室を、毎年内容を変えて、講師と調整を図りながら継続して実施します。

2 地域介護予防活動支援事業の実施

《長寿介護課》

地区公民館等の施設を拠点として、地域包括支援センター*と自治会、民生委員・児童委員*及び地区シニアクラブと密接に連携し、地域住民による高齢者の居場所づくりや筋力の低下に起因する転倒や骨折を予防するための運動・レクリエーション等を実施する「ちょいトレ楽しくクラブ」と認知症予防のために身体と脳を同時に使うトレーニングを実施する「ひらめき！脳広場」などの介護予防教室の自主的な活動の育成・支援を行います。また、自治会の地区活動の特徴を理解し、介護予防教室の周知を図り、新規地区の開拓を進めます。さらに、リハビリテーション専門職等が通いの場へ定期的に関与することで、事業対象者・要支援認定者*が参加し続けることのできる通いの場を地域に展開します。

3 地域リハビリテーション活動支援事業の実施

《長寿介護課》

通いの場等の住民主体の介護予防に関する取組について、リハビリテーション専門職等が定期的に関与し、相談支援を実施します。各地域のリーダーの集まりの場を設け、リハビリテーション専門職からの支援を受け、新しい内容を取り入れられるよう支援を継続します。

4 一般介護予防事業評価事業の実施

《長寿介護課》

一般介護予防事業の実施による要介護状態等への移行の程度、予防給付及び総合事業の実施による要介護2以上への移行の程度等の達成状況を分析し、かつ評価を行います。

管理指標			
	実績	見込	計画値
	令和4年度	令和5年度	令和8年度
介護予防普及啓発事業の実施			
介護予防教室の受講 延べ人数（人）	104	150	200
地域介護予防活動支援事業の実施			
住民主体の介護予防教室等（地区） ※月1回以上継続的に実施している地区	17	18	21
地域リハビリテーション活動支援事業の実施			
地域リハビリテーション推進員 派遣人数（人）	6	6	10

2 介護サービスの充実

令和7年には、団塊の世代が全員後期高齢者となります。後期高齢者は前期高齢者に比べて介護を必要とする方が多いことから、これまで以上に介護ニーズの上昇が見込まれています。一方で、介護人材の不足は以前から問題視されており、将来的には介護保険制度そのものが立ち行かなくなる可能性もあります。介護保険制度を持続可能な制度とするためにも、適正なサービス利用に努めるとともに、人材確保や人材育成のための取組を行います。

①事業者・介護者への支援

主な取組事業

1 介護保険事業所の指導・人材の資質向上 《長寿介護課》

町内の事業所に対し、町単独または県と合同の運営指導を通じて、身体拘束*ゼロに関する取組状況を確認し、内部研修などの積極的な実施を促すほか、近年の災害発生状況や新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえた備えについて指導するなど、人材の資質向上を図り、質の高いサービスの提供が行えるよう支援します。

2 介護支援専門員*の資質向上 《長寿介護課》

居宅介護支援事業所への説明会（集団指導）を実施し、制度等の説明を行っています。また、介護支援専門員*研修会については、主任介護支援専門員*と連携して、実践的な研修を実施します。

3 地域密着型サービス*事業所ケア相談会事業 《長寿介護課》

地域密着型サービス*事業所が抱える認知症高齢者の個別事例に関するケア相談会を実施することにより、認知症ケアにおいて生じる周辺症状の緩和や介護職員のストレスを回避し、より良いサービスが提供されるよう町内の地域密着型サービス*事業所とその介護職員を支援します。

管理指標

	実績	見込	計画値
	令和4年度	令和5年度	令和8年度
介護支援専門員*の資質向上			
介護支援専門員*研修会の実施	実施	実施	実施
地域密着型サービス*事業所ケア相談会事業			
地域密着型サービス*事業所ケア相談会の実施	実施	実施	実施

②介護保険制度の適正運営の推進（第6期長泉町介護給付適正化計画）

1 介護給付適正化の目的

介護給付の適正化は、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要なとする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するように促すことや、適切なサービスの確保とその結果として費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度を構築することを目的としています。

2 第5期介護給付適正化計画の検証

（1）要介護認定の適正化

①認定調査の結果についての保険者による点検等

指定居宅介護支援事業所等に委託している認定調査及び直営で行う認定調査の結果については、職員によるチェック・点検を全件実施しました。これにより、調査員間の差異が補正され、調査結果の平準化につながりました。

実施事業		令和3年度	令和4年度	令和5年度
調査結果の点検	目標	全件点検	全件点検	全件点検
	実績	全件点検	全件点検	全件点検 (見込)

②要介護認定の適正化に向けた取組

厚生労働省の要介護認定適正化事業の「業務分析データ」を活用し、全国の保険者との比較分析を行い、調査員間での意見交換を行いました。これにより、調査項目の選択基準に関する調査員ごとのバラつきを減らすことができました。

実施事業		令和3年度	令和4年度	令和5年度
県主催の研修への参加	目標	毎回1人以上	毎回1人以上	毎回1人以上
	実績	7人	10人	12人(見込)
「業務分析データ」を活用した分析結果を認定調査員に伝達	目標	年1回	年1回	年1回
	実績	年1回	年1回	年1回(見込)

(2) ケアプラン*の点検

「介護給付適正化システム」の帳票から選定した町内の事業所や、住宅型有料老人ホームに入居している被保険者のケアプラン*点検を実施しました。個別性が見えるようなケアプラン*の作成を促すため、アセスメントや日頃の状況を確認して助言しました。

実施事業		令和3年度	令和4年度	令和5年度
ケアプラン*点検の実施 (対面での助言・支援)	目標	町内全事業所 各1件以上	町内全事業所 各1件以上	町内全事業所 各1件以上
	実績	年28件	年53件	年30件(見込)
主任介護支援専門員*と 協力した点検の実施	目標	年2件	年2件	年2件
	実績	年0件	年3件	年2件(見込)

(3) 住宅改修等の点検

①住宅改修の点検

書面により改修内容を全件点検しました。さらに、申請書類だけでは把握が困難な案件や申請内容に疑義がある案件、高額な工事、複雑な改修内容等の案件を選定し、施工前または施工後の現地調査を行いました。

実施事業		令和3年度	令和4年度	令和5年度
書面点検	目標	全件実施	全件実施	全件実施
	実績	全件実施	全件実施	全件実施(見込)
現地調査	目標	年3件	年3件	年3件
	実績	年3件	年3件	年3件(見込)
リハビリテーション 専門職等の支援を 受けた点検	目標	年3件	年3件	年3件
	実績	年3件	年3件	年3件(見込)

②福祉用具購入・貸与の点検

書面による用具の必要性等について全件点検しました。さらに、書類だけでは把握が困難な案件や申請内容に疑義がある案件等を選定し、事業者に対する問合せ、利用者宅への訪問による実態調査、ケアマネジャーへの確認などを実施しました。

実施事業		令和3年度	令和4年度	令和5年度
書面点検	目標	全件実施	全件実施	全件実施
	実績	全件実施	全件実施	全件実施(見込)
事業所等への問合せ 又は現地調査	目標	年4件	年4件	年4件
	実績	年5件	年6件	年4件(見込)
リハビリテーション 専門職等の支援を 受けた点検	目標	年1件	年1件	年1件
	実績	年22件	年24件	年20件(見込)

(4) 縦覧点検・医療情報との突合

①縦覧点検

静岡県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）への業務委託により「算定期間回数制限縦覧チェック一覧表」、「重複請求縦覧チェック一覧表」、「居宅介護支援請求におけるサービス実施状況一覧表」、「単独請求明細書における準受付審査チェック一覧表」の4帳票の点検を実施しました。また、委託対象外の帳票については、職員による点検を実施しました。

実施事業		令和3年度	令和4年度	令和5年度
縦覧点検の実施	目標	国保連への委託の実施	国保連への委託の実施	国保連への委託の実施
	実績	国保連への委託の実施	国保連への委託の実施	国保連への委託の実施（見込）
町職員による点検	目標	1帳票 月1回	1帳票 月1回	1帳票 月1回
	実績	1帳票 月1回	1帳票 月1回	1帳票 月1回（見込）

②医療情報との突合

国保連への業務委託による点検を毎月実施しました。

実施事業		令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療情報との突合による点検の実施	目標	国保連への委託の実施	国保連への委託の実施	国保連への委託の実施
	実績	国保連への委託の実施	国保連への委託の実施	国保連への委託の実施（見込）

(5) 介護給付費通知

すべての受給者に対して、介護給付費通知を送付しました。また、介護給付費通知の趣旨や通知の見方を解説した案内文を同封し、制度の周知を図りました。

実施事業		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付費通知の実施	目標	年1回	年1回	年1回
	実績	年1回	年1回	年1回（見込）

(6) 給付実績の活用

国保連の「介護給付適正化システム」から出力される帳票を用いて点検を実施しました。

実施事業		令和3年度	令和4年度	令和5年度
「介護給付適正化システム」帳票による請求内容の適正化	目標	2帳票 月1回	2帳票 月1回	2帳票 月1回
	実績	2帳票 月1回	2帳票 月1回	2帳票 月1回 (見込)

(7) 要介護認定の申請から結果通知までの期間の短縮

認定調査員を増員するなどにより、期間の短縮を図りましたが、目標に対して、実績が大きくかい離している状況です。

実施事業		令和3年度	令和4年度	令和5年度
要介護認定の申請から結果通知までの平均処理期間の短縮	目標	35.0日	34.0日	33.0日
	実績	33.6日	41.1日	40.0日(見込)

3 現状と課題

(1) 要介護認定の適正化

①認定調査の結果についての保険者による点検等

委託実施分、直営分ともに全件点検を行っています。点検の結果に基づいて適宜補正を行うことで、適正な調査結果を介護認定審査会に提出できています。

②要介護認定の適正化に向けた取組

厚生労働省の「業務分析データ」を活用し、全国の保険者との比較分析を行い、調査員間での意見交換を行っています。これにより、調査員間の調査項目の選択基準についての偏りを少なくできました。

(2) ケアプラン*の点検

「介護給付適正化システム」の帳票から事業所を選定し、ケアプラン*を点検した上で、介護支援専門員*に対する助言、支援を行っています。点検を実施する側の保険者職員の専門性が十分でないことから、改善に向けた適切な助言が難しい場合には、主任介護支援専門員*の協力を得ながら行う必要があります。

(3) 住宅改修等の点検

①住宅改修の点検

書面による点検は全件点検、現地調査は年3件程度を実施しています。申請書類だけでは把握が困難な案件や申請内容に疑義がある案件などは、福祉住環境コーディネーター2級を所持した職員が訪問調査を行っていますが、資格を取得している職員体制を継続させることが課題です。

②福祉用具購入・貸与の点検

書面による点検は全件点検しており、疑義のある案件については、適宜事業所への問合せ等を実施しています。認定調査の際に把握した調査状況と利用する用具の関連性に疑義のある事案の把握が困難であったため、給付データと認定データを突合することができる介護保険事業運営総合支援システム(トリトンモニター)を活用して介護支援専門員*への福祉用具貸与の妥当性を確認しています。

(4) 縦覧点検・医療情報との突合

①縦覧点検

国保連に委託して毎年実施することで、不適正な請求の過誤申立てにもつながっていますが、委託可能な4帳票以外の自主点検は、効果的な確認ができるよう職員の専門知識の向上が必要です。

②医療情報との突合

国保連に委託して毎年実施することで、不適正な請求の過誤申立てにつなげることができます。

(5) 介護給付費通知

年1回の通知は計画どおりに全受給者に対して実施していますが、通知を受けた受給者からの問合せ件数は少ないです。

(6) 給付実績の活用

帳票の種類が多いため、過誤申立てにつながりやすい帳票を重点的に活用していく必要があります。

(7) 要介護認定の申請から結果通知までの期間

例年、要介護認定申請から結果通知までの期間が長期化するという課題が発生しています。令和4年度下半期においては、本町の平均処理期間は、38.2日となっており、国平均38.3日、県平均37.9日と同程度の水準です。

平均処理期間を改善するため、認定調査員を増員するなどの対応をしています。

なお、本町の処理体制は、以下のとおりです。

[処理体制]	令和4年10月時点	⇒	令和5年10月時点
	職員 0人		職員 1人
	会計年度任用職員 8人		会計年度任用職員 14人
	委託(町内) 3カ所		委託(町内) 4カ所

4 今期の取組方針と目標

(1) 取組方針

第5期に引き続き、主要3事業等として国が定める「要介護認定の適正化」、「ケアプラン*等の点検(ケアプラン*の点検、住宅改修等の点検)」、「医療情報との突合・縦覧点検」及び「給付実績の活用」について、着実に取組を進めます。

また、要介護認定申請から結果通知までの期間の長期化が引き続き課題となっていることから、当該期間の短縮についても目標を定めて改善を図ります。

(2) 各事業の取組内容及び目標

① 要介護認定の適正化

i 認定調査の結果についての保険者による点検等

ア 取組内容

- ・引き続き、委託・直営ともに職員による点検を全件実施します。

イ 目標

実施事業		令和6年度	令和7年度	令和8年度
調査結果の点検	目標	全件点検	全件点検	全件点検

ii 要介護認定の適正化に向けた取組

ア 取組内容

- ・県主催の認定調査員研修を受講します。
- ・半年ごとに提供される「業務分析データ」を基に、全国の保険者との格差分析を行い、分析結果を認定調査員に伝達するとともに、町独自の認定調査員に対する研修会を実施します。

イ 目標

実施事業		令和6年度	令和7年度	令和8年度
県主催の研修への参加	目標	毎回5人以上	毎回5人以上	毎回5人以上
「業務分析データ」を活用した分析結果を認定調査員に伝達(研修会の実施)	目標	認定調査員への伝達、研修会の実施 年1回	認定調査員への伝達、研修会の実施 年1回	認定調査員への伝達、研修会の実施 年1回

②ケアプラン*等の点検

i ケアプラン*の点検

ア 取組内容

- ・適正化システムを活用して、対象となる居宅介護支援事業所を選定し、ケアプラン*の提出を求めます。提出を受けたケアプラン*について、事前に内容を確認した上で介護支援専門員*への助言、支援を行います。
- ・より効果的な助言、支援が行えるよう、改善に向けた適切な助言が難しい場合には、町内の主任介護支援専門員*に点検への協力を依頼することを検討します。
- ・点検を実施する中で頻繁に見られる課題やより良いアセスメント手法等については、居宅介護支援事業所との連絡会等で伝達し、町内の介護支援専門員*の資質向上を図ります。

イ 目標

実施事業		令和6年度	令和7年度	令和8年度
ケアプラン*点検の実施 (対面での助言・支援)	目標	町内全事業所 各1件以上	町内全事業所 各1件以上	町内全事業所 各1件以上
主任介護支援専門員* と協力した点検の実施	目標	年3件	年3件	年3件

ii 住宅改修の点検

ア 取組内容

- ・書面による点検を全件実施します。
- ・改修の必要性が書面から判断しづらい事案、高額な事案等について、施工前又は施工後の現地確認を実施します。
- ・庁内外のリハビリテーション専門職及び建築専門職の支援を受けて点検を行います。

イ 目標

実施事業		令和6年度	令和7年度	令和8年度
書面点検	目標	全件実施	全件実施	全件実施
現地調査	目標	年4件	年4件	年4件
リハビリテーション 専門職等の支援を 受けた点検	目標	年4件	年4件	年4件

iii 福祉用具購入・貸与調査

ア 取組内容

- ・購入、貸与とも書面による点検を全件実施します。
- ・短期間で再購入された事案、認定調査の際に把握した受給者状況と利用する用具の関連性に疑義のある事案、国が公表する全国平均価格とかい離した金額で貸与されている事案等について、事業所や介護支援専門員*への問合せや利用状況の現地調査を実施します。
- ・庁内外のリハビリテーション専門職の支援を受けて点検を行います。

イ 目標

実施事業		令和6年度	令和7年度	令和8年度
書面点検	目標	全件実施	全件実施	全件実施
事業所等への問合せ 又は現地調査	目標	年5件	年5件	年5件
リハビリテーション 専門職等の支援を 受けた点検	目標	年2件	年2件	年2件

③医療情報との突合・縦覧点検

i 医療情報との突合

ア 取組内容

- ・国保連への委託により点検を実施します。

イ 目標

実施事業		令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療情報との突合による点検の実施	目標	国保連への委託の実施	国保連への委託の実施	国保連への委託の実施

ii 縦覧点検

ア 取組内容

- ・国保連への委託により「算定期間回数制限縦覧チェック一覧表」、「重複請求縦覧チェック一覧表」、「居宅介護支援請求におけるサービス実施状況一覧表」、「単独請求明細書における準受付審査チェック一覧表」の4帳票の点検を実施します。
- ・委託対象外の帳票については、職員による点検を実施します。

イ 目標

実施事業		令和6年度	令和7年度	令和8年度
縦覧点検の実施	目標	国保連への委託の実施	国保連への委託の実施	国保連への委託の実施
町職員による点検	目標	2帳票 月1回	2帳票 月1回	2帳票 月1回

④給付実績の活用

ア 取組内容

- ・国保連の「介護給付適正化システム」から出力される帳票を点検して、請求内容が適正であるか確認します。
- ・国保連が開催する研修会への参加や、同会が作成したマニュアルを活用して、点検を実施できる職員の数を増やします。

イ 目標

実施事業		令和6年度	令和7年度	令和8年度
「介護給付適正化システム」帳票による請求内容の適正化	目標	3帳票 月1回	3帳票 月1回	3帳票 月1回

⑤要介護認定の申請から結果通知までの期間の短縮

ア 取組内容

- ・結果通知までの平均処理期間や未処理件数を毎月集計し、進捗管理を行うことで、未処理件数の増加等を速やかに把握・分析し、早期の対策につなげます。

イ 目標

実施事業		令和6年度	令和7年度	令和8年度
要介護認定の申請から結果通知までの平均処理期間の短縮	目標	37.0日	36.0日	35.0日

③介護人材の確保及び育成

主な取組事業	
<p>4 介護職場の理解促進 ≪長寿介護課≫</p> <p>介護職の魅力を広く発信し、幅広い世代へ向けた介護職のイメージアップを図るとともに、介護職場の正しい理解促進を図ります。</p>	
<p>5 外国人人材の生活支援 ≪行政課≫</p> <p>介護事業所への外国人人材の定着を図るため、外国人人材が住民として安心して生活を送ることができるよう生活面等での支援を行います。令和5年度は全6回の日本語教室を開設し、令和6年度以降は教室の充実を図ります。</p>	
<p>6 (再掲) 介護保険事業所の指導・人材の資質向上 ≪長寿介護課≫</p> <p>町内の事業所に対し、町単独または県と合同の運営指導を通じて、身体拘束*ゼロに関する取組状況を確認し、内部研修などの積極的な実施を促すほか、近年の災害発生状況や新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえた備えについて指導するなど、人材の資質向上を図り、質の高いサービスの提供が行えるよう支援します。</p>	
<p>7 (再掲) 介護支援専門員*の資質向上 ≪長寿介護課≫</p> <p>居宅介護支援事業所への説明会（集団指導）を実施し、制度等の説明を行っています。また、介護支援専門員*研修会については、主任介護支援専門員*と連携して、実践的な研修を実施します。</p>	

管理指標			
	実績	見込	計画値
	令和4年度	令和5年度	令和8年度
介護職場の理解促進			
介護職場の理解促進を図る事業の実施	実施	実施	実施
外国人人材の生活支援			
日本語教室の実施	—	実施	実施
(再掲) 介護支援専門員*の資質向上			
介護支援専門員*研修会の実施	実施	実施	実施

第5章 介護サービスにかかる費用の見込み

1 各サービスの見込み量

1 居宅サービス・介護予防サービス

居宅サービスとは、要介護認定者*（要介護1～要介護5）のみが利用できるサービスです。

訪問介護 / 訪問入浴介護 / 訪問看護 / 訪問リハビリテーション /
居宅療養管理指導 / 通所介護 / 通所リハビリテーション / 短期入所生活介護 /
短期入所療養介護 / 特定施設入居者生活介護 / 福祉用具貸与 / 特定福祉用具購入 /
住宅改修 / 居宅介護支援

介護予防サービスとは、要支援認定者*（要支援1・要支援2）のみが利用できるサービスで、自立支援をより一層徹底していくために、要支援認定者*向けのサービスを行うものです。

介護予防訪問入浴介護 / 介護予防訪問看護 / 介護予防訪問リハビリテーション /
介護予防居宅療養管理指導 / 介護予防通所リハビリテーション /
介護予防短期入所生活介護 / 介護予防短期入所療養介護 /
介護予防特定施設入居者生活介護 / 介護予防福祉用具貸与 /
特定介護予防福祉用具購入 / 介護予防住宅改修 / 介護予防支援

①訪問介護

訪問介護員（ホームヘルパー）が居宅を訪問して、入浴、排せつ等の身体介護や食事等の家事援助等、日常生活上の介護や援助を行います。

月平均 利用人数（人）	実績		見込み 令和5年度	推計		
	令和3年度	令和4年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付	240	247		推 計 中		

②訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

入浴設備を備えた車（入浴車）で、看護職員、介護職員が寝たきりの高齢者等の居宅を訪問して、入浴の介助を行います。

月平均 利用人数（人）	実績		見込み 令和5年度	推計		
	令和3年度	令和4年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防給付	2	1		推 計 中		
介護給付	20	19				
合計	22	20				

③訪問看護・介護予防訪問看護

通院困難な利用者に対して、訪問看護ステーション等の看護師、理学療法士*、作業療法士*等が居宅を訪問し、主治医と連絡を取りながら、療養上の看護を行います。

月平均 利用人数(人)	実績		見込み 令和5年度	推計		
	令和3年度	令和4年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防給付	42	41	推 計 中			
介護給付	138	132				
合計	180	173				

④訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士*や作業療法士*等が居宅を訪問して、心身の機能の回復を図り、日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行います。

月平均 利用人数(人)	実績		見込み 令和5年度	推計		
	令和3年度	令和4年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防給付	10	13	推 計 中			
介護給付	20	21				
合計	30	34				

⑤居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士等が定期的に居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。

月平均 利用人数(人)	実績		見込み 令和5年度	推計		
	令和3年度	令和4年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防給付	21	19	推 計 中			
介護給付	231	252				
合計	252	271				

⑥通所介護

介護施設等に通い、入浴、食事の提供等の日常生活上の介護を行います。

月平均 利用人数(人)	実績		見込み 令和5年度	推計		
	令和3年度	令和4年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付	266	278	推 計 中			

⑦通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設、病院等医療施設に通い、当該施設において心身機能の維持・回復や日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行います。

月平均 利用人数（人）	実績		見込み 令和5年度	推計		
	令和3年度	令和4年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防給付	61	63	推 計 中			
介護給付	103	91				
合計	164	154				

⑧短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設等に短期間入所し、当該施設において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の介護、機能訓練を行います。

月平均 利用人数（人）	実績		見込み 令和5年度	推計		
	令和3年度	令和4年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防給付	2	4	推 計 中			
介護給付	88	83				
合計	90	87				

⑨短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設、介護医療院等に短期間入所し、看護や医学的管理下における介護、機能訓練その他の必要な医療及び日常生活上の介護を行います。

月平均 利用人数（人）	実績		見込み 令和5年度	推計		
	令和3年度	令和4年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防給付	0	0	推 計 中			
介護給付	7	7				
合計	7	7				

⑩特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

介護付有料老人ホーム、介護利用型軽費老人ホーム（ケアハウス*）等介護保険が適用される特定施設に入所している要介護認定者*等について、計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活の介護、機能訓練及び療養上の介護を行います。

月平均 利用人数（人）	実績		見込み 令和5年度	推計		
	令和3年度	令和4年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防給付	9	8	推 計 中			
介護給付	60	57				
合計	69	65				

⑪福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

日常生活上の便宜を図るためや、機能訓練等のために福祉用具の貸与を行います。

月平均 利用人数(人)	実績		見込み 令和5年度	推計		
	令和3年度	令和4年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防給付	189	192	推 計 中			
介護給付	425	442				
合計	614	634				

⑫特定福祉用具購入・特定介護予防福祉用具購入

腰掛便座・入浴補助用具などの貸与になじまない特定福祉用具を特定(介護予防)福祉用具販売の指定を受けた事業所から購入したときの費用の一部を償還払い*または受領委任払い*で支給します。

月平均 利用人数(人)	実績		見込み 令和5年度	推計		
	令和3年度	令和4年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防給付	4	3	推 計 中			
介護給付	6	7				
合計	10	10				

⑬住宅改修・介護予防住宅改修

日常生活の自立を助けるため、手すりの取り付けや引き戸等への扉の取り替え、段差解消等の一定の住宅改修に対してその費用の一部を償還払い*または受領委任払い*により支給します。

月平均 利用人数(人)	実績		見込み 令和5年度	推計		
	令和3年度	令和4年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防給付	5	4	推 計 中			
介護給付	6	5				
合計	11	9				

⑭居宅介護支援・介護予防支援

居宅介護支援は、介護支援専門員*が居宅で介護を受ける人の心身の状況や希望等を踏まえ、自立した日常生活の支援を効果的に行うために、継続的かつ計画的に居宅介護サービス計画を作成し、これらが提供されるよう介護サービス提供機関との連絡調整等を行います。

介護予防支援は、利用者の状態に適したサービスが提供されるよう、地域包括支援センター*が作成した介護予防サービス計画に基づき、サービス事業者等との連絡調整等を行います。

月平均 利用人数(人)	実績		見込み 令和5年度	推計		
	令和3年度	令和4年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防給付	235	243	推 計 中			
介護給付	662	661				
合計	897	904				

2 地域密着型サービス*・地域密着型介護予防サービス

高齢者の要介護度が重くなっても、遠方の施設に入所するのではなく、できる限り住み慣れた地域や自宅で生活を継続できるようにするためのサービスです。

介護サービスとは、要介護認定者*（要介護1～要介護5）のみが利用できるサービスです。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護 / 夜間対応型訪問介護 / 認知症対応型通所介護 / 小規模多機能型居宅介護 / 認知症対応型共同生活介護 / 地域密着型特定施設入居者生活介護 / 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 / 看護小規模多機能型居宅介護 / 地域密着型通所介護

介護予防サービスとは、要支援認定者*（要支援1・要支援2）のみが利用できるサービスです。

介護予防認知症対応型通所介護 / 介護予防小規模多機能型居宅介護 / 介護予防認知症対応型共同生活介護（要支援1を除く）

①定期巡回・随時対応型訪問介護看護

要介護認定者*宅への日中・夜間を通じた定期的な巡回訪問や随時通報により、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の世話をを行います。また、医師の指示により、看護師等が要介護認定者*宅で療養上の世話または診療の補助を行います。

第9期計画期間中の事業量は見込んでいません。ただし、今後のニーズの変化も見守りつつ、必要になった場合は、その整備を改めて検討します。

②夜間対応型訪問介護

要介護認定者*に対し、夜間において定期的な巡回訪問及び通報等による随時対応により、居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の世話をを行います。

第9期計画期間中の事業量は見込んでいません。ただし、今後のニーズの変化も見守りつつ、必要になった場合は、その整備を改めて検討します。

③認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症の状態にある要介護認定者*に対し、入浴、排せつ、食事等の介護及びその他の日常生活上の世話や機能訓練を行います。

月平均 利用人数（人）	実績		見込み 令和5年度	推計		
	令和3年度	令和4年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防給付	0	0	推 計 中			
介護給付	13	10				
合計	13	10				

④小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

居宅における生活の継続支援を目的に、要介護認定者*の様態や希望に応じて、随時、訪問や泊まりを組み合わせる日常生活上のケアを行います。

月平均 利用人数(人)	実績		見込み 令和5年度	推計		
	令和3年度	令和4年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防給付	0	0	推 計 中			
介護給付	0	2				
合計	0	2				

⑤認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の状態にある要介護認定者*が5～9人で共同生活をしながら、家庭的な雰囲気の中で介護スタッフによる食事、入浴、排せつ等日常生活の支援や機能訓練を受けます。

月平均 利用人数(人)	実績		見込み 令和5年度	推計		
	令和3年度	令和4年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防給付	0	0	推 計 中			
介護給付	50	54				
合計	50	54				

⑥地域密着型特定施設入居者生活介護

地域密着型特定施設入居者生活介護は、入居者が要介護認定者*とその配偶者に限定されている定員29人以下の有料老人ホームに入所している要介護認定者*に対してケアを行うものです。

第9期計画期間中の事業量は見込んでいません。ただし、今後のニーズの変化も見守りつつ、必要になった場合は、その整備を改めて検討します。

⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、定員が29人以下の介護老人福祉施設に入所している要介護認定者*に対して、ケアを行うものです。

第9期計画期間中の事業量は見込んでいません。ただし、今後のニーズの変化も見守りつつ、必要になった場合は、その整備を改めて検討します。

⑧看護小規模多機能型居宅介護

要介護認定者*に対して、訪問看護と小規模多機能型居宅介護を組み合わせ一体的に提供することにより、効果的かつ効率的となるサービスを行います。

月平均 利用人数(人)	実績		見込み 令和5年度	推計		
	令和3年度	令和4年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付	0	0		推 計 中		

⑨地域密着型通所介護

要介護認定者*に対し、利用定員が18人以下の小規模な通所介護事業所において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の介護及び機能訓練を行います。

月平均 利用人数(人)	実績		見込み 令和5年度	推計		
	令和3年度	令和4年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付	140	143		推 計 中		

地域密着型サービス*の必要利用定員総数

地域密着型サービス*、地域密着型介護予防サービスのうち、施設・居住系サービスの必要利用定員総数は以下となります。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症対応型共同生活介護	推 計 中		
地域密着型特定施設入居者生活介護			
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護			

3 施設サービス

施設サービスは原則として要介護認定者*のみが利用でき、介護保険施設に入所して介護を受けるサービスです。

- 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- 介護老人保健施設（老人保健施設）
- 介護医療院

①介護老人福祉施設

寝たきりや認知症の常時介護が必要で、自宅での介護が困難な人を対象とし、施設において食事や入浴、排せつ等日常生活に必要な介護を行います。

月平均 利用人数（人）	実績		見込み 令和5年度	推計		
	令和3年度	令和4年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付	148	155	推 計 中			

②介護老人保健施設

要介護状態で、症状が安定し、自宅に戻れるようリハビリテーションに重点をおいたケアが必要な人を対象とし、施設において医学的管理の下で看護、機能訓練、日常生活上の介護を行います。

月平均 利用人数（人）	実績		見込み 令和5年度	推計		
	令和3年度	令和4年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付	106	109	推 計 中			

③介護医療院

介護医療院に入所している要介護認定者*に対し、施設サービス計画に基づいて療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の介護を行います。

月平均 利用人数（人）	実績		見込み 令和5年度	推計		
	令和3年度	令和4年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付	9	8	推 計 中			

町内の施設整備予定

第9期計画期間中における施設整備は予定していません。

なお、第8期計画期間中は特定施設入居者生活介護（23床）、認知症対応型共同生活介護（9床）、小規模多機能型居宅介護（1施設）、看護小規模多機能型居宅介護（1施設）の整備を行っています。

■ 施設整備計画

		単位	見込値		計画値	
			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅サービス						
特定施設入居者生活介護	整備数	カ所	0	0	0	0
	事業所数	カ所	2	2	2	2
	定員	人	140	140	140	140
地域密着型サービス						
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	整備数	カ所	0	0	0	0
	事業所数	カ所	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	整備数	カ所	0	0	0	0
	事業所数	カ所	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	整備数	カ所	0	0	0	0
	事業所数	カ所	1	1	1	1
小規模多機能型居宅介護	整備数	カ所	0	0	0	0
	事業所数	カ所	1	1	1	1
認知症対応型共同生活介護	整備数	カ所	0	0	0	0
	事業所数	カ所	4	4	4	4
	定員	人	63	63	63	63
地域密着型特定施設入居者生活介護	整備数	カ所	0	0	0	0
	事業所数	カ所	0	0	0	0
	定員	人	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	整備数	カ所	0	0	0	0
	事業所数	カ所	0	0	0	0
	定員	人	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	整備数	カ所	0	0	0	0
	事業所数	カ所	1	1	1	1
介護保険施設サービス						
介護老人福祉施設	整備数	カ所	0	0	0	0
	事業所数	カ所	2	2	2	2
	定員	人	135	135	135	135
介護老人保健施設	整備数	カ所	0	0	0	0
	事業所数	カ所	1	1	1	1
	定員	人	100	100	100	100
介護医療院	整備数	カ所	0	0	0	0
	事業所数	カ所	0	0	0	0
	定員	人	0	0	0	0

4 介護予防事業

介護予防・生活支援サービス事業の実績と見込み

介護予防・生活支援サービス事業の実績と見込みは以下のとおりとなります。

月平均 利用人数（人）	実績		見込み	推計		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問型サービス （訪問介護相当）	96	94	推 計 中			
訪問型サービスB	-	-				
通所型サービス （通所介護相当）	167	159				
通所型サービスA	33	30				
通所型サービスB	-	-				

5 包括的支援事業

①地域包括支援センター*の設置及び職員配置

令和5年度に日常生活圏域*を見直し、各圏域に1カ所ずつ、計2カ所設置します。

	実績		見込み	推計		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域包括支援センター数*（カ所）	3	3	2	2	2	2
職員数・保健師*（人）	4	4	2	2	2	2
職員数・社会福祉士（人）	3	3	2	2	2	2
職員数・主任ケアマネジャー（人）	3	3	3	3	3	3
職員数・介護支援専門員*等（人）	0	0	3	3	3	3

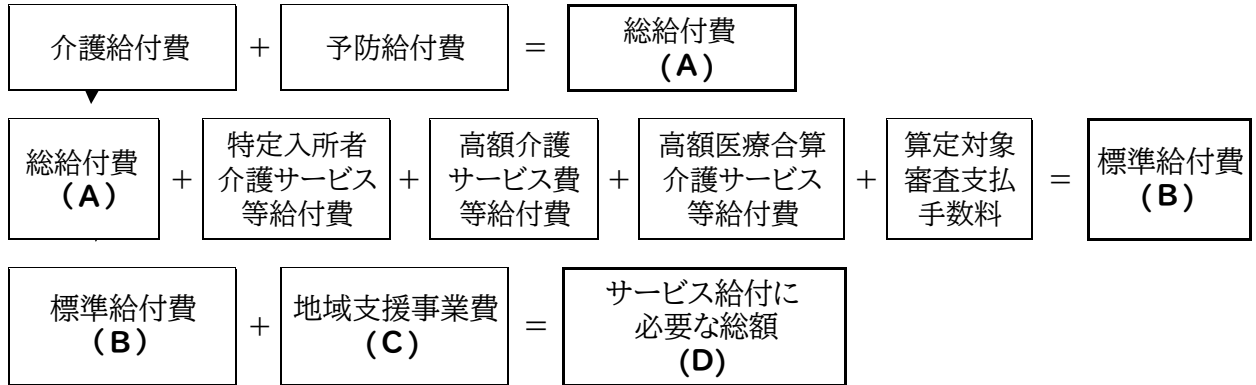
②認知症初期集中支援チーム*

令和5年度より、認知症初期集中支援チーム*を地域包括支援センター*に設置し、認知症の人等に対する集中的な支援を行います。

	実績		見込み	推計		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
チーム設置数（カ所）	1	1	2	2	2	2

2 介護保険事業費の算定

(1) 保険料給付費の推計



1) 介護給付費

単位:千円

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
居宅サービス				
①訪問介護				
②訪問入浴介護				
③訪問看護				
④訪問リハビリテーション				
⑤居宅療養管理指導				
⑥通所介護				
⑦通所リハビリテーション				
⑧短期入所生活介護				
⑨短期入所療養介護				
⑩福祉用具貸与				
⑪特定福祉用具購入費				
⑫住宅改修費				
⑬特定施設入居者生活介護				
地域密着型サービス				
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護				
②夜間対応型訪問介護				
③地域密着型通所介護				
④認知症対応型通所介護				
⑤小規模多機能型居宅介護				
⑥認知症対応型共同生活介護				
⑦地域密着型特定施設入居者生活介護				
⑧地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護				
⑨看護小規模多機能型居宅介護				
⑩複合型サービス				
介護保険施設サービス				
①介護老人福祉施設				
②介護老人保健施設				
③介護医療院				
居宅介護支援				
介護給付費計				

推計中

2) 予防給付費

単位:千円

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
介護予防サービス				
①介護予防訪問入浴介護				
②介護予防訪問看護				
③介護予防訪問リハビリテーション				
④介護予防居宅療養管理指導				
⑤介護予防通所リハビリテーション				
⑥介護予防短期入所生活介護				
⑦介護予防短期入所療養介護				
⑧介護予防福祉用具貸与				
⑨特定介護予防福祉用具購入費				
⑩介護予防住宅改修費				
⑪介護予防特定施設入居者生活介護				
地域密着型介護予防サービス				
①介護予防認知症対応型通所介護				
②介護予防小規模多機能型居宅介護				
③介護予防認知症対応型共同生活介護				
介護予防支援				
介護予防給付費計				

総給付費 (A) (介護給付費+介護予防給付費)	推 計 中			
--------------------------	-------	--	--	--

3) 標準給付費

単位:円、件

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
総給付費 (A)				
特定入所者介護サービス費等給付額(財政影響額調整後)				
高額介護サービス費等給付額(財政影響額調整後)				
高額医療合算介護サービス費等給付額				
算定対象審査支払手数料				
審査支払手数料支払件数				
標準給付費見込額 (B)				

4) 地域支援事業費

単位:円

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
地域支援事業費 (C)				
介護予防・日常生活支援総合事業費				
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費				
包括的支援事業(社会保障充実分)				

5) サービス給付費総額

単位:円

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
サービス給付費総額 (D) (標準給付費 (B) + 地域支援事業費 (C))				

*小数点以下を四捨五入しているため、合計値が一致しない場合もあります。

(2) 第1号被保険者*の保険料の推計

1) 保険給付費の財源構成

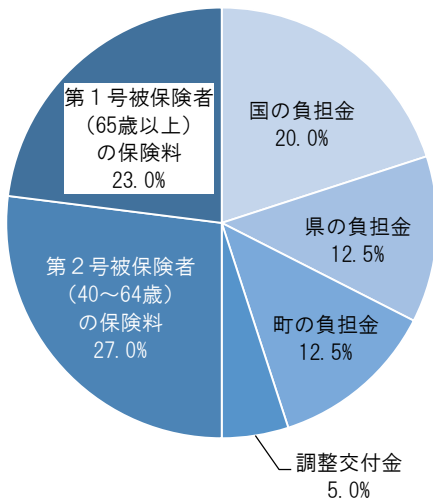
第1号被保険者*の算定基準は、介護保険事業において、法定サービス（介護給付サービス、予防給付サービス、高額介護サービス、地域支援事業等）を実施していく際の標準給付費が、提供されるサービスの水準によって決まり、保険料に反映されます。

介護保険制度においては、介護サービスの総事業費から利用者負担分（10%～30%）を除いた標準給付費について、原則として50%を被保険者の保険料で負担し、残りの50%を公費で負担します。

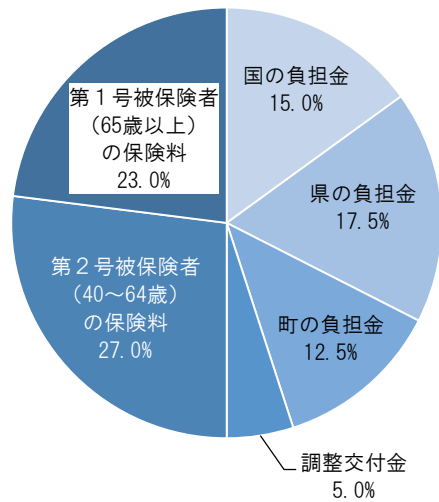
また、被保険者の保険料のうち、原則として23%を第1号被保険者*（65歳以上）、27%を第2号被保険者（40～64歳）が負担することになります。

【介護保険給付費】

居宅給付費

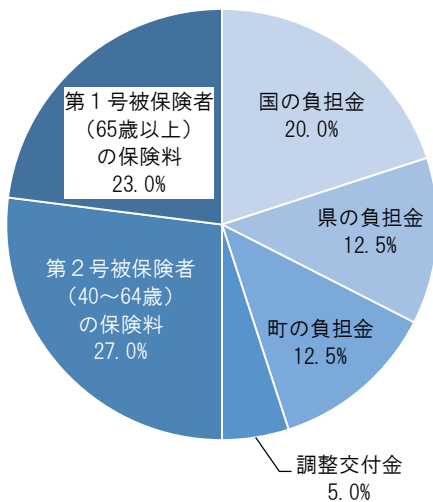


施設等給付費（特定施設含む）

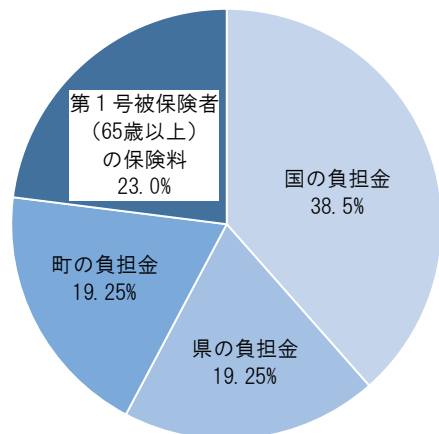


【地域支援事業費】

介護予防・日常生活支援総合事業費



包括的支援事業及び任意事業費



2) 保険料収納必要額の算定

保険料については、計画期間のサービス給付に必要な総額を基に算定します。

本町の第9期計画期間におけるサービス給付に必要な総額（標準給付費（B）＋地域支援事業費（C））に第1号被保険者*の負担割合（23%^{※1}）を乗じ、調整交付金相当額^{※2}等を算出して、保険料収納必要額を計算します。

	+	標準給付費見込み額 (B)	+	地域支援事業費 (C)	×	第1号被保険者負担割合 ^{※1}	
		円		円		23.0%	
+		調整交付金相当額 ^{※2} (標準給付費額の5.0%)	-	調整交付金見込み額 ^{※2}	+	財政安定化基金 ^{※3} 拠出見込み額 (拠出率 = 0.0%)	
	円	円		円			
+		財政安定化基金償還金	-	推計中	-	保険者機能強化推進 交付金等の交付見込額	
	円	円		円			
※							
=		保険料収納必要額					
							円

※1 第9期計画期間における第1号被保険者の負担率は、第8期計画と同様、23%のままです。

※2 調整交付金の交付割合(%)の全国平均は5%ですが、市町村の後期高齢者や所得水準により、交付割合(%)が増減します。

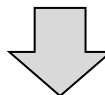
※3 市町村の保険財政が、保険料収納率の低下や介護給付費の増加等で赤字になることを回避し、市町村の介護保険財政の安定を図るために都道府県が設置する基金のことです。このために市町村から徴収する拠出金を「財政安定化基金拠出金」といい、国と都道府県それぞれが市町村と同額を負担することになっています。

3) 第1号被保険者*の保険料

人口推計に基づき、本町の第1号被保険者*は3年間で延べ 人と推計されます。しかしながら、保険料を算出のために、所得段階別にみた補正を行う必要があり、その結果、最終的な所得段階別加入割合補正後の被保険者数は 人(E)となります。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
第1号被保険者数	人	人	人	人
前期(65~74歳)	人	人	人	人
後期(75歳以上)	人	人	人	人

	基準所得金額	所得段階別加入者数			基準額に対する割合		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	R6	R7	R8
第1段階		人 (%)	人 (%)	人 (%)			
第2段階		人 (%)	人 (%)	人 (%)			
第3段階		人 (%)	人 (%)	人 (%)			
第4段階		人 (%)	人 (%)	人 (%)			
第5段階		人 (%)	人 (%)	人 (%)			
第6段階		人 (%)	推計中		(%)		
第7段階	万円	人 (%)	推計中		(%)		
第8段階	万円	人 (%)	推計中		(%)		
第9段階	万円	人 (%)	人 (%)	人 (%)			
第10段階	万円	人 (%)	人 (%)	人 (%)			
第11段階	万円	人 (%)	人 (%)	人 (%)			
第12段階	万円	人 (%)	人 (%)	人 (%)			
第13段階	万円	人 (%)	人 (%)	人 (%)			
計		人 (%)	人 (%)	人 (%)			

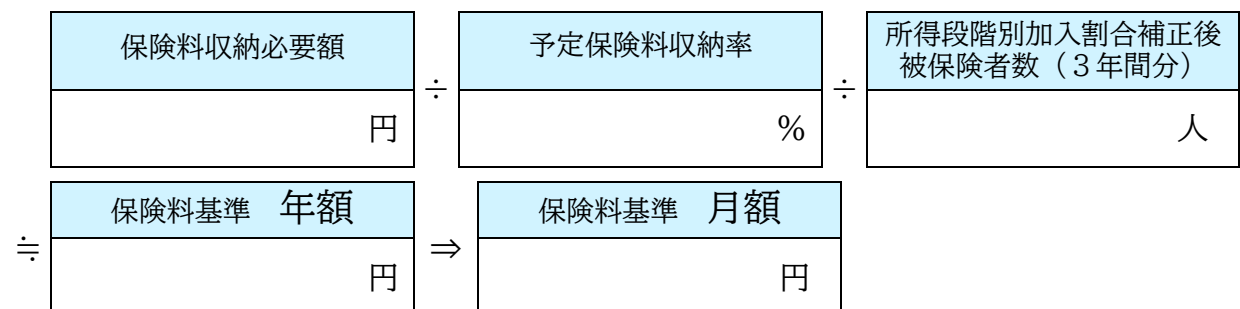


例えば、令和6年度の第1段階の所得段階別加入割合を補正した後の保険者数は、 人 × (基準額に対する割合) = 人となります。

所得段階別加入割合補正後被保険者数	人	人	人	3年間計(E)	人
-------------------	---	---	---	---------	---

算出された保険料収納必要額(円)に、これまでの実績に基づき予定保険料収納率を %と見込み、所得段階別割合補正後の被保険者数を用いて保険料基準額を算出します。

第9期計画(令和6年度~令和8年度)においては、第1号被保険者*、要支援・要介護認定者*、給付費ともに増加していきませんが、準備基金を 万円取り崩すことで、保険料自体の上昇は抑制され、介護保険料基準月額は 円になります。



【第9期介護保険事業計画における第1号被保険者*の保険料】

所得段階	対象となる方	保 険 料		
		保険料率	月額	年額
第1段階	生活保護を受給している人、世帯全員が町民税非課税で老齢福祉年金を受給している人、または世帯全員が町民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額（年金収入にかかる所得分を除く）の合計が80万円以下の人		円	円
第2段階	世帯全員が町民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額（年金収入にかかる所得分を除く）の合計が80万円を超え120万円以下の人		円	円
第3段階	世帯全員が町民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額（年金収入にかかる所得分を除く）の合計が120万円を超える人		円	円
第4段階	本人が町民税非課税で世帯の中に町民税課税者がいる人で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額（年金収入にかかる所得分を除く）の合計が80万円以下の人		円	円
第5段階 (基準)	本人が町民税非課税で世帯の中に町民税課税者がいる人で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額（年金収入にかかる所得分を除く）の合計が80万円を超える人		円	円
第6段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の人		円	円
第7段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上130万円未満の人		円	円
第8段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が130万円以上140万円未満の人		円	円
第9段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が140万円以上150万円未満の人		円	円
第10段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が150万円以上160万円未満の人		円	円
第11段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が160万円以上170万円未満の人		円	円
第12段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が170万円以上180万円未満の人		円	円
第13段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が180万円以上の人		円	円

推 計 中

【第8期保険料から第9期次保険料への増減率】

第8期保険料月額		第9期保険料月額	増減率
5,200 円	⇒	円	%

第6章 計画の推進に向けて

1 計画の総合的な推進体制

本計画の推進にあたっては、福祉・保健・医療等の枠を越えた総合的な体制で高齢者施策の充実を図ります。長泉町社会福祉協議会*やNPO、ボランティア団体、自治会、民生委員・児童委員*、医療機関、サービス提供事業者など、幅広い関係機関との連携・協働を進めることで、多様な施策・サービス提供を実現します。

また、静岡県や近隣市町との情報交換等もより緊密に行い、連携を強化します。

2 計画の評価・検証

本計画の進捗状況の点検と評価については、関係部署が随時進捗状況を検証するとともに、その結果を「長泉町福祉施策推進・評価委員会」に報告して意見を仰ぎ、その結果に基づく対策を適時、実施します。

資料編

1 計画策定の経過

日 程	項 目	協 議 内 容
令和5年7月13日	第1回長泉町福祉施策推進・ 評価委員会	第9次高齢者保健福祉計画・ 第8期介護保険事業計画評価について
令和5年8月24日	第2回長泉町福祉施策推進・ 評価委員会	第10次高齢者福祉計画・ 第9期介護保険事業計画骨子案について
令和5年10月26日	第3回長泉町福祉施策推進・ 評価委員会	第10次高齢者福祉計画・ 第9期介護保険事業計画素案について
令和5年12月14日	第4回長泉町福祉施策推進・ 評価委員会	第10次高齢者福祉計画・ 第9期介護保険事業計画素案について
令和5年12月25日～ 令和6年1月25日	パブリックコメント	
令和6年2月16日	第5回長泉町福祉施策推進・ 評価委員会	パブリックコメントの結果について 第10次高齢者福祉計画・ 第9期介護保険事業計画最終案について

2 長泉町福祉施策推進・評価委員会条例

平成 25 年 3 月 27 日条例第 15 号

(設置)

第 1 条 長泉町の福祉施策を効果的かつ効率的に推進するため、長泉町福祉施策推進・評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について調査、審議等を行う。

- (1) 福祉施策の推進のための計画の策定及び見直しに関すること。
- (2) 福祉施策の評価に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、福祉施策の推進に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 14 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 福祉団体等の代表者
- (2) 社会福祉施設の代表者
- (3) 住民組織の代表者
- (4) 医療機関の代表者
- (5) 学識経験者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 7 条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉保険課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後、最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成26年7月31日までとする。

3 この条例の施行後及び委員の任期満了後最初に行われる委員会の招集は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が行う。

3 長泉町福祉施策推進・評価委員会委員名簿

(敬称略)

	氏名	選出母体	推薦団体
委員長	杉山 弘年	社会福祉施設	社会福祉法人 蒼樹会
副委員長	古谷 礼子	学識経験者	一般社団法人 社会福祉士会
委員	岩本 麻也	医療機関	駿東歯科医師会 長泉町支部
委員	淵上 佐智子	医療機関	一般社団法人 沼津医師会
委員	秋山 勉	福祉団体	社会福祉法人 長泉町社会福祉協議会
委員	原賀 奨	福祉団体	長泉町民生委員・児童委員協議会
委員	杉山 高司	福祉団体	長泉町身体障害者福祉会
委員	岩田 ともえ	社会福祉施設	社会福祉法人 静香会
委員	寺内 茂	福祉団体	長泉町ボランティア連絡会
委員	平瀬 清人	福祉団体	シニアクラブ長泉
委員	長崎 亮	学識経験者	学校法人 三島学園 知徳高等学校

4 用語解説

用語	説明	ページ
あ行		
インクルーシブ公園	インクルーシブとは「みんなが含まれている」という意味で、障がいのあるなし、子どもか大人かにも関係なく、すべての人が利用できる公園	50
か行		
介護支援専門員 (ケアマネジャー)	要介護認定者等からの相談やその心身の状況に応じ、適切な居宅サービス又は施設サービスを利用できるよう、市町村、居宅サービス事業者、介護保険施設等と連絡調整を行う者であって、要介護認定者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有する者。	37
介護予防・ 日常生活支援総合事業	市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援認定者等の方に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目的とした事業。 介護保険の要支援認定を受けた者および基本チェックリストで事業対象者と認定された者が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と、65歳以上のすべての者が利用できる「一般介護予防事業」で構成される。「介護予防・生活支援サービス事業」は要支援認定者の訪問介護と通所介護（デイサービス）と、介護予防や生活支援を必要とする高齢者のための訪問型と通所型のサービス。「一般介護予防事業」は市区町村が住民の互助や民間サービスと連携し、高齢者の生活機能の改善や生きがいづくりを重視した介護予防に役立つ事業のこと。	9
ケアハウス	老人福祉法に規定する軽費老人ホームの一種。比較的低額な料金で、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むには不安があり、家族による援助を受けることが困難な者を入所させ、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活に必要な便宜を提供する施設。	67
ケアプラン	要介護認定者等が、介護サービスを適切に利用できるように、心身の状況、生活環境、サービス利用の意向等を勘案して、サービスの種類、内容、時間及び事業者を定めた介護サービス計画のこと。	55
さ行		
サービス付き 高齢者向け住宅	高齢者が安心して住むことができる住宅の安定供給を狙いとして、「高齢者の居住の安定確保に関する法律（高齢者住まい法）」のもとに位置付けられている見守りサービス付きの高齢者向けの住宅のことで、バリアフリー構造であることなどの要件がある。	45
作業療法士	身体に障がいがある者に対して、主に手先を使う作業療養を用いて日常生活を営むための訓練や生きがいづくりを行う。医療機関や福祉施設、介護保険関連施設などで働いている。	66

用語	説明	ページ
社会福祉協議会	地域の様々な団体で構成され、従来から地域住民を主体とした住民参加により、福祉のまちづくり活動を推進するとともに、町からの公的な福祉事業を受託するなど、公共性の高い民間の非営利組織として活動している。	30
主任介護支援専門員	介護支援専門員の業務に十分な知識や経験を持ち、指定された研修を修了した者。介護支援専門員の指導等を行う。	53
受領委任払い	介護サービスを受けたときに、保険給付の受け取りをサービス事業者に委任することにより、利用者が事業者に対して自己負担額のみを支払うようにする制度のこと。	68
償還払い	介護サービスを受けた際に利用者が費用の全額を自費で支払い、その後、市町村から保険給付分（9割、8割または7割）の払い戻しを受ける仕組みのこと。	68
シルバー人材センター	定年退職者等の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業またはその他の軽易な業務に係る就業の機会を確保し、提供する公益社団法人で会員は原則として60歳以上。	34
身体拘束	医療や看護の現場で、徘徊や車椅子・ベッドからの落下など、利用者又は他の入所者等の生命と身体を保護するため、ベルトで車椅子を縛ったり、ベッドを柵で囲んだり、鍵をかけて部屋から出られないようにしたりすること。	53
生活支援体制整備事業	地域の住民や各種団体、企業の関係者など様々な人々が連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図って行くことを目的として、町内全域（第1層）及び日常生活圏域に（第2層）に生活支援コーディネーターと、協議体を設置し、地域住民の「互助」による助け合い活動を推進することで、地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりを進めること。	33
生活習慣病	食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣がその発症、進行に関与する疾患群。従来、成人病と呼ばれていた脳卒中、がん、心臓病などはその発症に生活習慣が深く関わっており、生活習慣を改善することによって、疾病の発症・進行が予防できることから、平成8年厚生省の公衆衛生審議会でこの概念が導入された。	16
成年後見制度	判断能力の不十分な成年者（認知症高齢者、知的障がいのある者、精神障がいのある者等）の財産や権利を保護するための制度。家庭裁判所へ申立を行い利用する。	41
た行		
第1号被保険者	介護保険の対象となる被保険者は40歳以上で、年齢によって次の2種類に分けられる。65歳以上の者が第1号被保険者、40歳～64歳までの者は第2号被保険者にあたる。	7
第1層協議体	多様な主体が、町内全域に共通する在宅高齢者などの生活上の課題や、課題に関連する各主体の活動・事業について、定期的に情報共有・意見交換を行う場のこと。第1層協議体は、第2層で話し合われたことや町全体で考えていくべきことを整理し、第2層が自主的に活動しやすいような仕組みや制度を考えたり、町に提案したりする役割を持つ。	38

用語	説明	ページ
第2層協議体	身近な地域(日常生活圏域)での助け合いの仕組みを作るため、課題や資源の情報を集めたり、解決策を検討したりする場のこと。	38
地域共生社会	制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。	1
地域ケア会議	包括的支援事業の効果的な実施のために市町村が置く、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員・児童委員その他の関係者、関係機関及び関係団体により構成される会議。	37
地域包括ケア 「見える化」システム	都道府県・市町村における介護保険事業(支援)計画等の策定・実行を総合的に支援するための国の情報システム。介護保険に関連する情報をはじめ、地域包括ケアシステムの構築及び深化・推進に関する様々な情報が本システムに一元化され、かつグラフ等を用いた見やすい形で提供される。	27
地域包括支援センター	地域の高齢者のこころと身体の健康の維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助を包括的に行う中核機関として、市町村が設置する。主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士の3職種を配置し、介護予防ケアマネジメント、総合相談、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援等の事業を担う。	25
地域密着型サービス	高齢者が中重度の要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅または地域で生活を継続できるようにするため、日常生活圏域内にサービス提供の拠点を置き、その地域での生活を支えるためのもの。	53
デマンド型交通	利用者の事前予約に応じて、乗降場所や出発時刻などを適宜決定して運行する公共交通サービス。運行方式、運行ダイヤ、発着地の組み合わせにより、様々な運行形態がある。	43
な行		
日常生活圏域	市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件・人口・交通事情その他の社会的条件・介護サービス等を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める、介護・福祉サービス基盤整備の単位となる圏域。	24
認知症カフェ	認知症の人とその家族が自由に通い、専門職の相談や支援を受けることができる、地域に開かれた集いの場。	40
認知症初期集中支援チーム	複数の専門職が、認知症が疑われる人・認知症の人とその家族を訪問し、アセスメントや家族支援などの初期の支援を包括的・集中的(おおむね6か月)に行い、自立生活のサポートを行うチームをいう。	39
認知症地域支援推進員	認知症の人ができる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるよう、認知症初期集中支援チームと連携して認知症施策や事業の企画調整等を行う者。	39

用語	説明	ページ
は行		
避難確保計画	水害や土砂災害が発生する恐れがある場合に、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために防災体制や避難誘導、施設の整備、防災教育及び訓練の実施などを定めた計画。 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務とされている。	48
避難行動要支援者	自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する者。	48
フレイル	医学用語である「frailty (フレイルティー)」の日本語訳で、病気ではないが、年齢とともに、筋力や心身の活力が低下し、介護が必要になりやすい、健康と要介護の間の虚弱な状態のこと。	23
保健師	各種の健康診査や妊産婦、乳幼児、成人・高齢者の健康管理など、地域に密着した保健指導を担当する専門家。地域包括支援センターにおいては主に介護予防ケアマネジメントを担当する。	74
ま行		
民生委員・児童委員	地域に存在しながら福祉全般の相談に応じるボランティア。関係機関と連携し、援助を必要とする者が適切な福祉サービスを受けられるための橋渡し役となる。推薦により、3年任期で厚生労働大臣からの委嘱を受けている。	30
や行		
ユニバーサルデザイン	能力あるいは障がいのレベルに関わらず、お年寄りや障がい者、子どもなど、すべての人が使用できるように製品、建物、空間をデザインすること。	48
要介護認定者	次のいずれかに該当する者。 ・要介護状態（身体上又は精神上の障がいがあるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部又は一部について、6か月継続して、常時介護を要すると見込まれる状態）にある65歳以上の者 ・要介護状態にある40歳以上65歳未満の人であって、その要介護状態の原因である身体上又は精神上の障がいがある特定疾病によって生じたものである者	3
要支援認定者	次のいずれかに該当する者。 ・要支援状態（要介護状態とは認められないが、要介護状態となる可能性があり、身支度や家事など日常生活に支援が必要な状態）にある65歳以上の者 ・要支援状態にある40歳以上65歳未満の人であって、その要支援状態の原因である身体上又は精神上の障がいがある特定疾病によって生じたものである者	3
ら行		
ライフステージ	人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期等のそれぞれの段階。	31
理学療法士	身体に障がいのある者に対して、運動療法や物理療法（熱や電気、水などを用いた療法）などにより機能回復訓練を行う。医療機関や福祉施設、介護保険関連施設などで働いている。	66

長泉町 第10次高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画
(令和6年度～令和8年度)

令和6年3月

編集：長泉町 長寿介護課
〒411-8668 静岡県駿東郡長泉町中土狩 828 番地

高齢者支援チーム TEL:055-989-5537
介護保険チーム TEL:055-989-5511
